

第3次
嘉麻市男女共同参画社会基本計画
(素案)

令和4年2月

福岡県 嘉麻市

はじめに

目 次

第1章 計画策定の背景

1	男女共同参画を取り巻く背景	1
	(1) 世界の取組み	1
	(2) 国・県の取組み	1
2	嘉麻市の取組み	3

第2章 計画の基本的な考え方

1	策定の目的	5
2	計画の位置づけ	5
3	計画の期間	5
4	基本理念に基づく計画のテーマと基本目標	6
5	本計画とSDGsの関連性	10
6	計画の体系	11

第3章 嘉麻市の現況

1	人口に関する現況	13
	(1) 男女別人口の推移	13
	(2) 年齢3区分別割合の推移と全国・福岡県との比較	13
	(3) 家族類型別一般世帯数の推移	14
	(4) 産業構造の推移	14
	(5) 年齢階級別労働力率	15
2	嘉麻市における各種委員会・審議会等の男女別登用状況	16
	(1) 嘉麻市の各種委員会・審議会等の性別内訳	16
	(2) 審議会等における性別内訳・女性登用率の推移	16
3	市民意識調査からみた現状と課題	17
	(1) 固定的性別役割分担意識	17
	(2) 男女の地位の平等感	18
	(3) 男女共同参画に関する施策・用語の認知	20
	(4) 家庭内の役割分担	23
	(5) 職業について	25
	(6) 地域活動について	25
	(7) 女性の人権	27
	(8) 男女共同参画社会の実現について	28

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり	31
主要課題1 固定的性別役割分担意識の解消	31
主要課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革	34
主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進	36
主要課題4 あらゆる暴力の根絶	39
主要課題5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	43
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大	45
主要課題1 意思決定過程への女性の参画拡大	45
主要課題2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備	48
主要課題3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進	51
主要課題4 地域における女性活躍の推進	53
基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり	56
主要課題1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる 「ワーク・ライフ・バランス」の実現	56
主要課題2 生涯を通じた健康推進	61
主要課題3 様々な困難を抱えた人々が 安心して暮らせる環境の整備	63
主要課題4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進	65
基本計画を推進するための取組み	67
主要課題1 組織体制の強化、充実	67
主要課題2 拠点施設の充実	70
主要課題3 市民と行政の協働による推進	71
成果指標	73

参考資料

○嘉麻市男女共同参画推進条例	75
○嘉麻市男女共同参画推進条例施行規則	80
○嘉麻市男女共同参画審議会規則	82
○嘉麻市男女共同参画審議会会議経過	83
○嘉麻市男女共同参画審議会委員名簿	84
○諮問書	85
○答申書	86
○関係法令	
(1) 嘉麻市自治基本条例	87
(2) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	88
(3) 男女共同参画社会基本法	93
(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	96

（５）政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	103
（８）福岡県における性暴力を根絶し 性被害から県民等を守るための条例	105
○国内外の主な動き	110
○用語の解説	113
*本文中（※）がついている言葉は、巻末の「用語の解説」で説明しています。	
○担当課別事業一覧表	116

第 1 章 計画策定の背景

第1章 計画策定の背景

1 男女共同参画を取り巻く背景

(1) 世界の取組み

国際連合は昭和50(1975)年に、国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)を開催し、女性の地位向上のため世界規模の行動を行うべきことが提唱されました。

昭和54(1979)年に国連総会で採択された「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(以下「女子差別撤廃条約」という。)は、あらゆる分野で女性に対する差別を撤廃するための多様な措置を取ることを締約国に義務付けました。女性に対する差別とは、法的差別だけでなく、慣習・慣行上の差別も含み、これらの差別を廃止するために、固定的性別役割分担*意識を払拭する必要性を訴えています。

平成5(1993)年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。平成7(1995)年には「第4回世界女性会議」が北京で開催され、採択された「行動綱領」には女性のエンパワーメント*(力をつけること)のための行動指針が記載されました。

平成23(2011)年には、「ジェンダー*平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が発足しました。UN Womenは、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等とエンパワーメントに向けた活動を主導する役割を果たすものです。

平成27(2015)年に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「ジェンダー平等の実現と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」と定められています。アジェンダに掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs*)」における「SDGs実施方針」では、ジェンダー平等の実現及びジェンダー主流化は、分野横断的な価値として全てのゴールの実現に不可欠なものであるとされています。ユネスコが中心となり平成21(2009)年に作成された『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』(平成30(2018)年に第2版)においては、ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした包括的性教育*を効果的に進めるための内容や年齢段階別の学習目標が提示され、ここでもジェンダー平等の実現が不可欠であるとしています。

令和2(2020)年に、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行(パンデミック)が起きました。国連事務総長は、パンデミックの影響により女性と女児は過度に貧困へと追いやられ、暴力を受けるリスクも高まっているとして、ジェンダーに基づく暴力根絶の取組み強化を国際社会に呼びかけました。

(2) 国・県の取組み

わが国では、昭和60(1985)年に国連の「女子差別撤廃条約」を批准し、これに伴い男女平等を進めるための関連法令や制度の整備が必要となりました。「国籍法」が父母両系血統主義へ、学習指導要領において家庭科は男女共修へと改正され、昭和61(1986)年には「雇用

の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)が施行されました。

平成 11 (1999) 年には、「男女共同参画社会基本法」(以下、「基本法」という。)が公布・施行され、同法に基づき翌年に「男女共同参画基本計画」が策定されました。「基本法」において、地方自治体は、男女共同参画社会の形成の促進に関して国の施策に準じた施策やその地方公共団体の区域の特性に応じた施策について策定し、推進する義務があると定められています。

平成 13 (2001) 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下、「DV*防止法」という。)が施行され、改正を重ねてきました。

平成 17 (2005) 年に「次世代育成支援対策推進法」の施行や平成 19 (2007) 年に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス*)憲章」及び行動指針の策定など、子育て支援や仕事と生活の調和推進への取組みも進められています。平成 30 (2018) 年には、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立し、労働時間法制の見直しなどが順次行われ、令和 2 (2020) 年には「育児介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得に向けて企業の取組みが強化されました。

平成 27 (2015) 年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)、平成 30 (2018) 年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」(以下、「候補者男女均等法」という。)が施行され、方針決定の場への女性の参画を進めるための法律が整備されてきました。

しかしながら、令和 3 (2021) 年に世界経済フォーラムが発表した男女格差の度合いを示す「ジェンダーギャップ指数」は 156 カ国中 120 位と低い位置にとどまるなど、よりいっそうの国際社会と連動したジェンダー平等の推進が求められています。そのため、令和 2 (2020) 年に策定された「第 5 次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し、施策に反映することが必要であり、それが、持続可能な開発目標 (SDGs) の実現にも不可欠であるとしています。

福岡県では、平成 8 (1996) 年には、福岡県女性総合センターあすばる(現福岡県男女共同参画センターあすばる)が開設されました。男女共同参画社会基本法第 9 条に則り、平成 13 (2001) 年に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、平成 14 (2002) 年に「福岡県男女共同参画計画」を策定しました。

平成 18 (2006) 年には「福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定されました。平成 25 (2013) 年に「性暴力被害者支援センター・ふくおか」が開設され、被害者の総合的な支援が一か所で対応できるようになりました。平成 31 (2019) 年には「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」(以下、「県性暴力根絶条例」という。)が公布され、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、全国に先駆けた先進的な取組みが進められています。

令和 3 (2021) 年 3 月に、これまでの施策の実効性を高めるために「第 5 次福岡県男女共同参画計画」及び「第 4 次福岡県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」が策定されたところです。

2 嘉麻市の取組み

嘉麻市は、平成18(2006)年3月に1市3町(山田市・稲築町・碓井町・嘉穂町)の合併により誕生しました。嘉麻市では、市民が主体的にまちづくりに参画し、すべての人権が尊重され、男女がともに社会の対等な構成員として、その個性と能力を發揮することができる社会の実現を目指しています。

平成22(2010)年12月に施行された「嘉麻市自治基本条例」においては、男女共同参画の推進として「市民、議会及び市長等は、男女が互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、その個性と能力を發揮することができるよう、男女共同参画を推進しなければならない」と定められています。また、同時に嘉麻市における男女共同参画社会の実現を積極的に進めるため、「嘉麻市男女共同参画推進条例」が施行され、男女の人権の尊重など7つの基本理念と、市、市民、事業者等の責務を定め、市全体で男女共同参画社会の実現を目指しています。

嘉麻市におけるこれまでの男女共同参画に関する取組みとしては、平成19(2007)年3月に「第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。男女共同参画社会の形成を嘉麻市の重要課題の一つとして位置づけるとともに、市の男女共同参画に関する施策を体系化し、総合的かつ効果的な施策展開を行ってきました。

平成22(2010)年1月には、嘉麻市男女共同参画推進条例制定審議会からの答申を受け、同年6月に「嘉麻市男女共同参画推進条例」を公布、同年12月施行しました。

平成24(2012)年3月には、社会情勢の変化やDV防止法等関連法が改正されたことに伴い当該計画の見直しを行い、「第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画」を策定しました。

平成25(2013)年4月からは、男女共同参画を所管する担当課として「男女共同参画推進室」を新たに設置するとともに、男女共同参画に関する各施策の積極的な展開、また、市民団体による男女共同参画に関する活動を支援するための拠点施設を設置しました。

平成28(2016)年4月には、女性活躍推進法の施行を受け、市内の事業者や各団体に対して率先垂範となるよう、嘉麻市「特定事業主行動計画^{*}」を定めるとともに、同年7月に「女性大活躍推進宣言」を行い、女性の管理職登用の目標設定を行いました。

平成27(2015)年度には「第1次嘉麻市男女共同参画社会基本計画後期計画」を見直し、平成29(2017)年度から令和3(2021)年度までの5年間を計画期間とする「第2次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」を策定しました。その後、平成30(2018)年6月には、嘉麻市における配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のための総合的な対策について、市と配偶者暴力防止支援センターや嘉麻警察署等の関係機関が連携し協議を行うため、「嘉麻市配偶者等からの暴力防止対策連絡協議会条例」を制定し、同機関を設置しました。

令和元(2019)年7月には、嘉麻市において仕事と育児、介護、家事などの家庭生活や地域活動との調和が図れるワーク・ライフ・バランスを実践する「イクボス」の精神を広げるため、嘉麻市長による「イクボス宣言」を行いました。



第2章 計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1 策定の目的

男女共同参画社会の実現に向けて、国際社会において、また、国内においても、法令や制度の整備など様々な取組みが進められてきました。

嘉麻市においても「第3次男女共同参画社会基本計画」を策定し、本市の男女共同参画に関する施策を体系化して総合的かつ効果的な施策展開を行い、男女共同参画社会の実現を図ることを目的としています。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、以下の法律に基づく計画として位置づけます。
 - ・この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき策定するものです。また、「嘉麻市自治基本条例」及び「嘉麻市男女共同参画推進条例」に基づく計画であると位置づけます。
 - ・この計画の基本目標Ⅱは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項の規定に基づく市町村計画として位置づけます。
- (2) この計画は、市の最上位計画である「嘉麻市総合計画」と整合性を図りながら、男女共同参画社会の実現を目指すための基本方針を定めて、施策の基本方向及び具体的な施策を体系化しています。また、SDGsのゴール(目標)とも関連付けて計画との整合性を図ります。
- (3) この計画は、市長を本部長とする「嘉麻市男女共同参画推進本部」をトップとして、行政と市民、地域、事業所、各種団体の協力・連携のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となるものです。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和4(2022)年から令和8(2026)年までの5年間とします。また、計画の各施策の進捗状況については、毎年庁内推進委員とともにその状況を把握して、公表します。計画期間の終了時には、社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行等を踏まえて、計画の見直しを行うものとします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
				
第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画				
進捗状況を適宜、把握・点検				

4 基本理念に基づく計画のテーマと基本目標

嘉麻市では、誰もが性別によって差別されることがなくその人権を尊重し、ともに個性と能力を発揮して自立した生涯を送ることができる男女共同参画のまちづくりを目指します。

この計画は「嘉麻市男女共同参画推進条例」の基本理念に基づき三つの基本目標を設定しています。そして、この計画が市民の幅広い層によって活用され、嘉麻市の男女共同参画推進に寄与するために、第3次計画における嘉麻市の目指すまちのすがた(計画のテーマ)を定めています。

嘉麻市男女共同参画推進条例の基本理念

第3条 市、市民及び事業者等は、家庭、地域、学校、職場等社会のあらゆる分野において、次に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画を協働して推進しなければならない。

- (1) 男女の人権が尊重され、性別による直接的又は間接的な差別的取扱いを受けることなく、個性と能力が発揮できる機会が確保されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が市の施策又は事業者等における方針の立案若しくは決定に社会の対等な構成員として、協働して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の対等な一員として役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) あらゆる教育の場において、人権尊重を基本とした男女共同参画を実現するための配慮がなされること。
- (6) 男女が対等な関係のもとに、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られること。
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する取組は、国際社会における取組と密接な関係にあることから、平和を基盤とした国際的協調のもとに行われること。

嘉麻市の目指すまちのすがた（計画のテーマ）

男女共同参画社会＝ジェンダー平等社会の実現

誰もが尊重し合い、幸せに暮らすまち 嘉麻市

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

「嘉麻市男女共同参画推進条例」の基本理念には、男女の人権が尊重され個性と能力を発揮できる機会の確保、固定的性別役割分担に基づく社会制度や慣行が及ぼす影響への配慮、教育の場における男女共同参画の実現のための配慮、平和を基盤とした国際的協調の下での取り組みなどが掲げられています。

国の「第5次男女共同参画基本計画」では、我が国がジェンダー平等に向けた世界的な潮流から遅れていることを指摘し、その原因として社会全体に存在する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス^{*}）をあげています。長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見など固定観念の払拭は大きな課題です。同計画の第10分野【教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進】では「子供をはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、そして、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要である。あわせて、社会全体の機運を醸成していくことも欠かせない」としています。嘉麻市においても、今後とも市条例にのっとり人権を尊重した意識啓発に継続的に取り組んでいきます。

また、「男性が主、女性は従」とする性差に基づく偏見は、暴力という人権侵害を容認する意識につながる場合があります。暴力根絶の視点からも、性別役割分担意識の解消を目指します。さらに、国際的な規範や基準の理解を深めて、広い視野での男女共同参画に関する意識づくりを進めます。そのために「基本目標Ⅰ」では、次の5つの主要課題を掲げました。

◇主要課題

- 主要課題1 固定的性別役割分担意識の解消
- 主要課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革
- 主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進
- 主要課題4 あらゆる暴力の根絶
- 主要課題5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

基本法では、あらゆる分野において男女が社会の対等な構成員として参画する機会が確保され、個人の能力が発揮できる男女共同参画の社会づくりが求められています。しかしながら、国は、平成 15 (2003) 年に設定した「2020 年までに指導的地位に占める女性の割合を 30%に」という目標が達成できませんでした。そこで、「第 5 次男女共同参画基本計画」では、2020 年代までに期限を延ばして目標達成を目指しています。また、「候補者男女均等法」や「女性活躍推進法」を施行し、政策決定の場や職業生活における意思決定の場に女性の参画を進める法的整備が進められています。

市においても、これまで女性が十分に参画できていなかった意思決定の場に、今後は女性が活躍できるよう環境を整備し、制度を充実します。行政の施策を決定する場に女性の意見が反映できるように審議会等の女性委員の比率を高めていきます。また、「女性活躍推進法」に基づき、市内の事業主に対して女性の活躍に向けて取り組むよう計画的に働きかけます。

地域活動においては、活動の実態では女性たちが活躍しているにもかかわらず、依然として意思決定の場には女性は男性と対等に参画できていない状況があるため、女性の参画拡大を促進します。「基本目標Ⅱ」では、女性の意思決定の場への参画を阻む状況を改善し、男女がともに活躍する社会を実現するために、次の 4 つの主要課題を掲げました。

◇主要課題

- 主要課題 1 意思決定過程への女性の参画拡大
- 主要課題 2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備
- 主要課題 3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進
- 主要課題 4 地域における女性活躍の推進

基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、 安心して生活できる環境づくり

国の「第5次男女共同参画基本計画」では、「『昭和の働き方』ともいべき『男性中心型労働慣行』から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会」を目指すべき社会としてあげています。

男性中心型労働慣行の下では、女性が配偶者と離別したり死別したり、未婚のまま子どもを産み育てる場合など、経済的に困窮する可能性が高くなります。男性においても、家事・育児・介護等への参画ができず、地域社会への貢献もかなわないという課題を抱えています。

市条例の基本理念には、ワーク・ライフ・バランスの実現を掲げています。性別に関わらず仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、今後とも、市民や事業所へ啓発を進めるとともに子育てや介護などの支援策を充実していきます。

また、市条例の基本理念には、女性の主体的な生き方を尊重する「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{*}）」の保障が掲げられています。未来をつくる子どもたちに幼少期より発達段階に応じた包括的性教育を進めて、市民一人ひとりが、男女の身体的性差を理解し、性の多様なあり方を尊重できるよう、性に関する健康と権利を保障する施策を進めます。

障がい者、外国人、被差別部落の女性など、様々な理由で困難な状況に置かれている女性は、女性であることを理由にさらに複合的な困難を抱えやすくなります。これらの女性が安心して暮らすためには、生活や就業への支援とともに基本的人権の尊重、特にあらゆる差別の解消に関する教育と啓発が重要です。これらをめぐる人権問題に対する意識の向上を図るため、人権に関する教育・啓発活動のより一層の推進を図ります。

地域の防災には、様々な立場に置かれた住民の多様なニーズを把握して課題を解決する男女共同参画の視点が欠かせません。防災計画策定において男女がともに意思決定の場に参画できるよう取り組むとともに、平常時における地域の男女共同参画を推進していきます。

そこで、「基本目標Ⅲ」では4つの主要課題を掲げました。

◇主要課題

- | | |
|-------|--|
| 主要課題1 | 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる
「ワーク・ライフ・バランス」の実現 |
| 主要課題2 | 生涯を通じた健康推進 |
| 主要課題3 | 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備 |
| 主要課題4 | 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進 |

5 本計画とSDGsの関連性

平成 27(2015)年の国連サミットでSDGs が採択され、その理念は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすこととしており、令和 12 (2030) 年までの国際社会全体の持続可能な 17 のゴール (目標) を定めています。本市においても男女共同参画社会の実現に向けて、特にゴール5、ジェンダー平等の実現しよう、の取組強化が求められます。

■基本目標に関連しているSDGsゴール

基本目標	関連する目標
基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する 意識づくり	     
基本目標Ⅱ あらゆる分野における 女性の参画拡大	     
基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して 生活できる環境づくり	      

■本プランと関連するSDGsゴール

	1 貧困をなくそう	あらゆる場所、あらゆる形態の貧困を終わらせる
	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
	4 質の高い教育をみんなに	全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う
	8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	17 パートナリシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

6 計画の体系

計画のテーマ	基本目標	主要課題	基本的施策
男女共同参画社会＝シエンター平等社会の実現 誰もが尊重し合い、幸せに暮らすまち 嘉麻市	I 男女の人権を尊重する意識づくり (条例の基本理念P6 (1)、(2)、(5)、(7))	1. 固定的性別役割分担意識の解消 2. 社会制度・慣行の見直し、意識改革 3. 教育の場における男女共同参画の推進 4. あらゆる暴力の根絶 5. 国際的な視野に立った男女共同参画の推進	(1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発 (2) 地域における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発 (1) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供 (2) 男女共同参画に関する調査及び研究 (1) 就学前教育・学校教育での男女平等教育の実施 (2) 教育関係者の男女共同参画に対する意識改革 (1) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み (2) セクシュアルハラスメント、ストーカー等の防止 (3) 性暴力根絶の取組み (4) LGBTQなどの性的少数者が安心して暮らせる環境の整備 (1) 国際的理解及び交流基盤の形成
	II あらゆる分野における女性の参画拡大 (条例の基本理念P6 (1)、(3)、(4))	1. 意思決定過程への女性の参画拡大 2. 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備 3. 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進 4. 地域における女性活躍の推進	(1) 政策方針決定への女性の参画促進 (2) 女性リーダーの育成 (1) 男女の均等な機会と待遇の確保 (2) 働く場における女性の活躍の促進 (3) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメント防止 (1) 農林業における女性の参画促進 (2) 商工自営業における女性の地位及び労働条件の向上の促進 (1) 地域活動・社会活動における女性活躍の推進 (2) 女性の地域活動に対する自立的参画の推進等
	III 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり (条例の基本理念P6 (4)、(6))	1. 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる「ワーク・ライフ・バランス」の実現 2. 生涯を通じた健康推進 3. 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備 4. 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進	(1) 男性の家庭生活における自立支援 (2) 男性の地域活動への参画促進 (3) 子育て支援施策の充実 (4) 介護支援の施策の充実 (5) 両立の実現に向けた意識啓発と関連法制度の情報提供 (6) 事業者に対する両立支援のための職場環境の整備 (1) 女性の性と健康を尊重する環境づくり (2) 生涯を通じた健康づくり (1) 高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等への支援 (2) ひとり親家庭への支援の充実 (3) 様々な困難を抱えた女性等への支援 (1) 地域防災力を高めるための男女共同参画意識づくり (2) 男女共同参画の視点に基づいた多様な視点からの地域防災計画の運用促進
	基本計画を推進するための取組み	1. 組織体制の強化、充実 2. 拠点施設の充実 3. 市民と行政の協働による推進	(1) 推進本部による一元管理の徹底 (2) 男女共同参画庁内推進員の活用 (3) 職員の意識改革 (4) 市における女性職員の登用 (1) 男女共同参画の拠点施設の充実 (1) 市民と行政との協働による推進

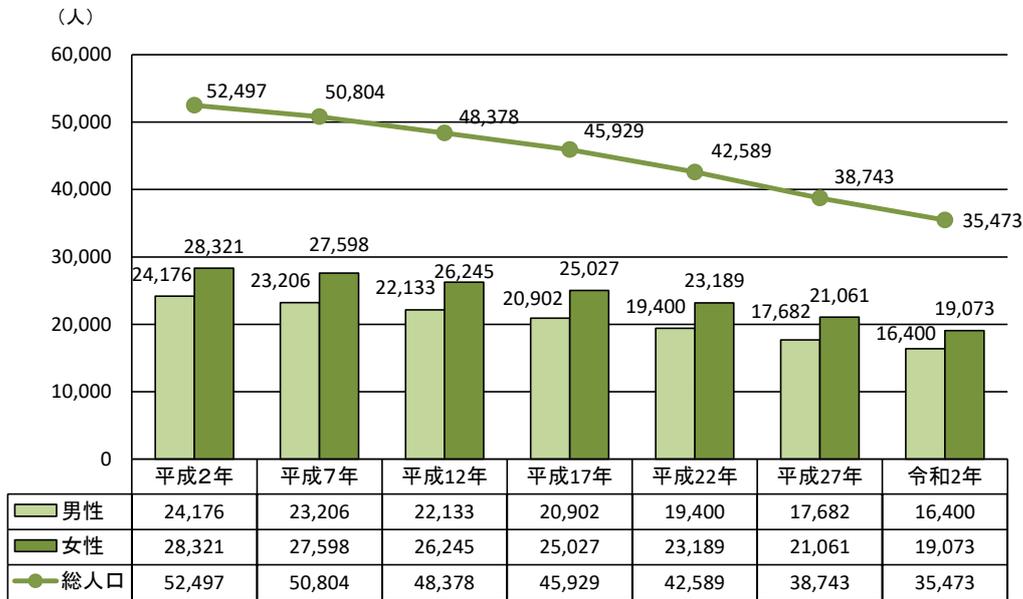


第3章 嘉麻市の現況

第3章 嘉麻市の現況

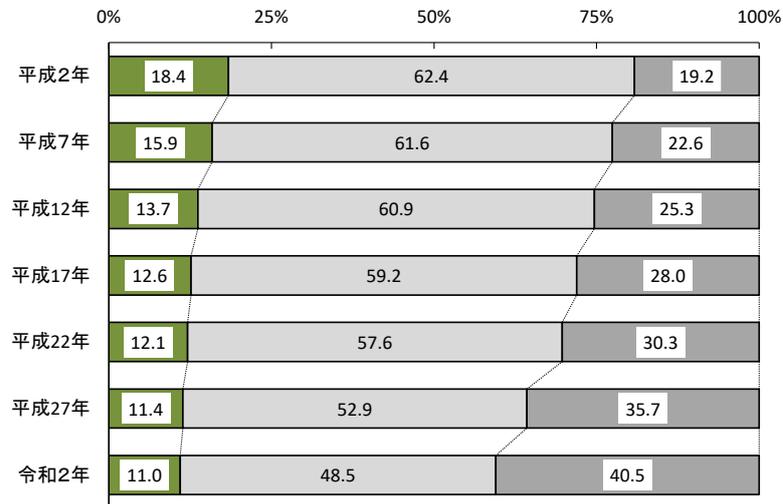
1 人口に関する現況

(1) 男女別人口の推移



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別割合推移と全国・福岡県との比較



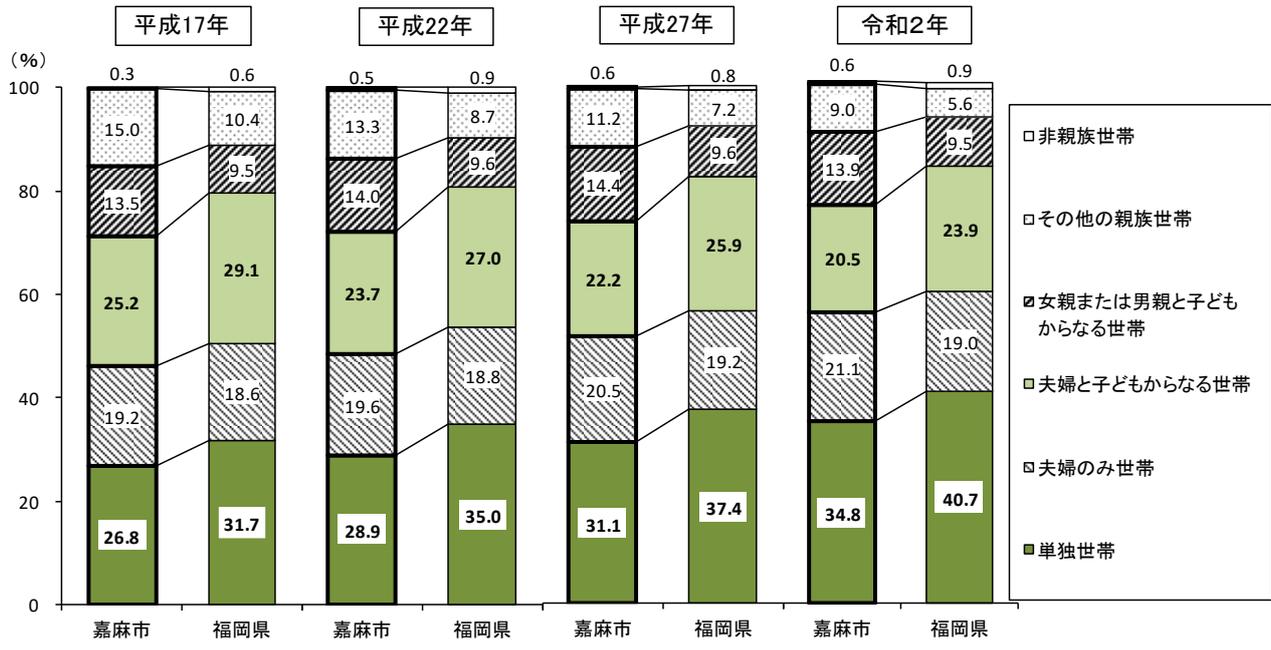
資料：国勢調査

年齢3区分別割合の全国・福岡県との比較

区分	0～14歳	15～64歳	65歳以上
全国	11.9%	59.5%	28.6%
福岡県	13.3%	58.6%	28.1%
嘉麻市	11.0%	48.5%	40.5%

資料：国勢調査（令和2年）

(3) 家族類型別一般世帯数の推移



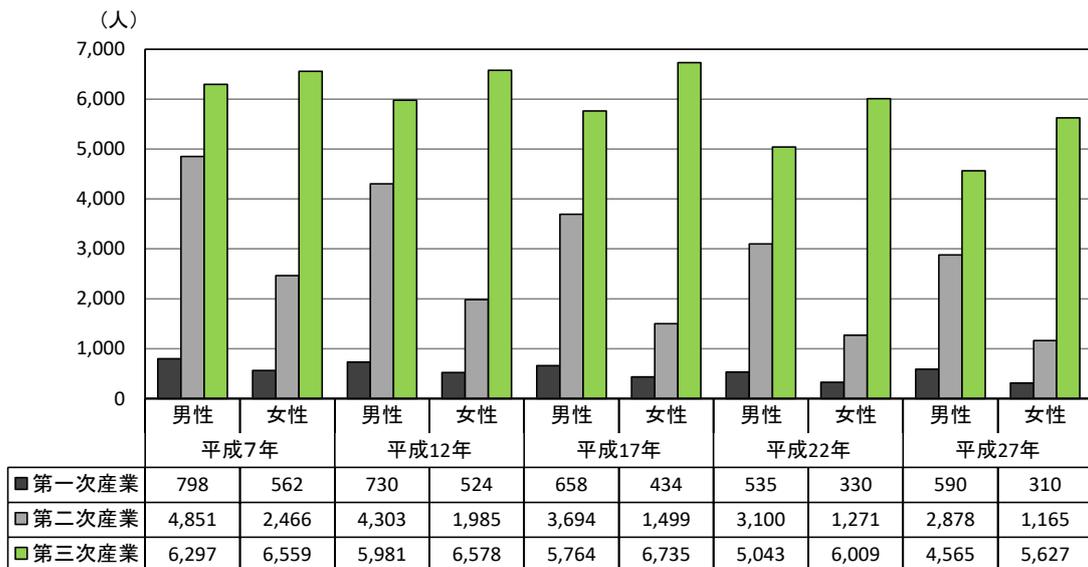
※世帯の家族類型「不詳」除く

資料：国勢調査

(※)一般世帯は、その世帯員の世帯主との続柄により、次のとおり区分されます。

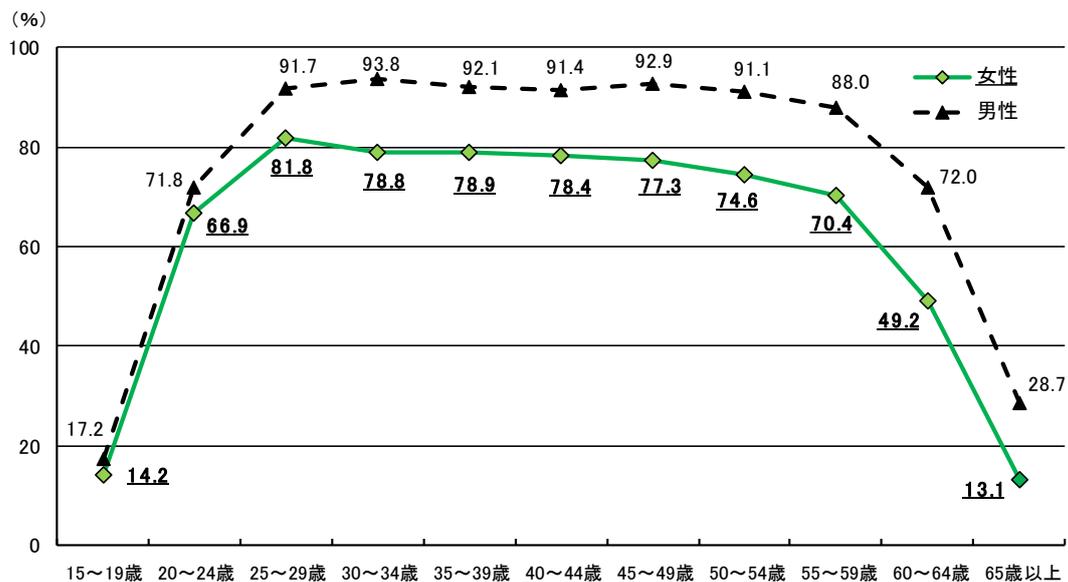
- 親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯。
なお、その世帯に同居する非親族(住み込みの従業員など)がいる場合もここに含まれます。
 - 非親族世帯：2人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にあるものがない世帯。
 - 単独世帯：世帯人員が1人の世帯。
- 今回は、親族世帯を4区分し、全体で6区分類型としています。

(4) 産業構造の推移



資料：国勢調査

(5) 年齢階級別労働力率



※「労働力率」は15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合

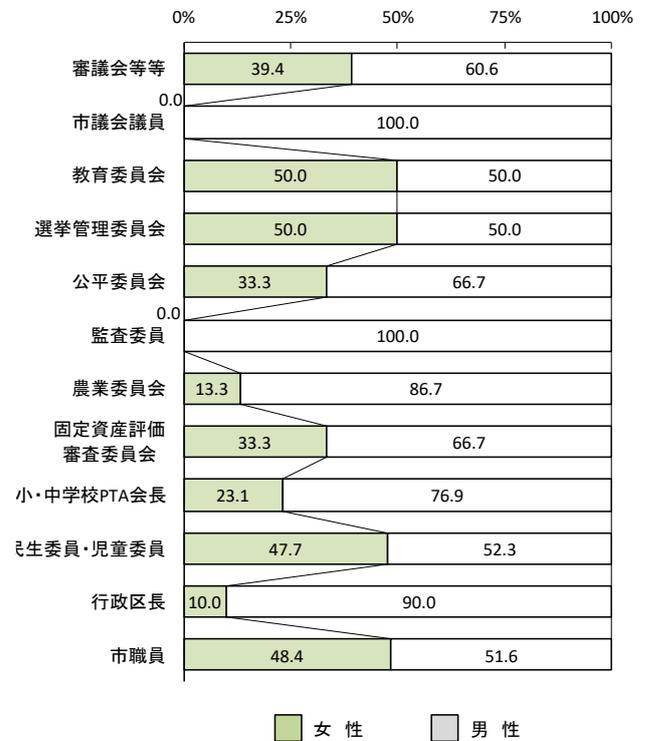
資料：国勢調査（平成27年）



2 嘉麻市における各種委員会・審議会等の男女別登用状況

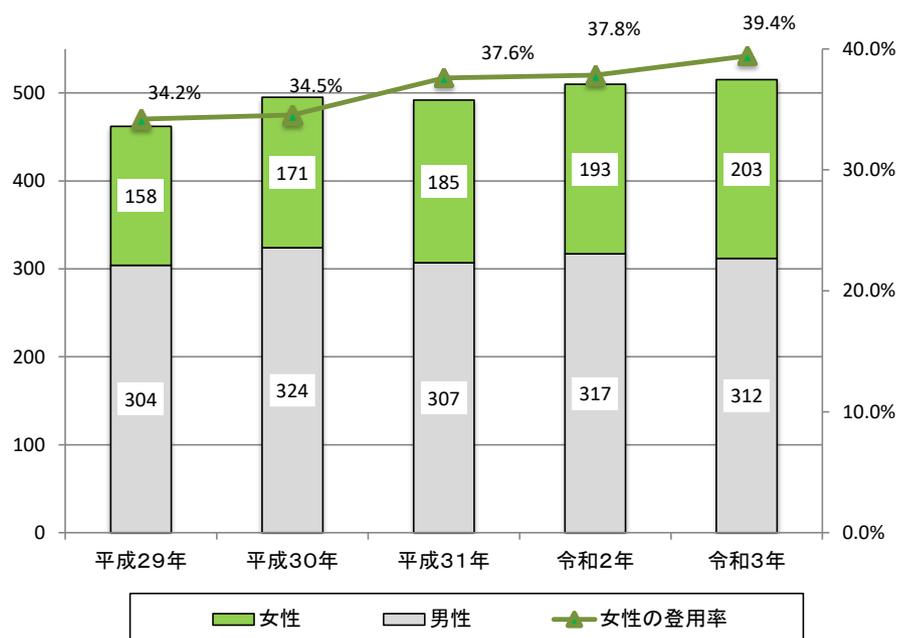
(1) 嘉麻市の各種委員会・審議会等の性別内訳

名称	全体	女性	男性
審議会等	515	203	312
市議会議員	16	0	16
教育委員会	4	2	2
選挙管理委員会	4	2	2
公平委員会	3	1	2
監査委員	2	0	2
農業委員会	15	2	13
固定資産評価審査委員会	3	1	2
小・中学校PTA会長	13	3	10
民生委員・児童委員	109	52	57
行政区長	110	11	99
市職員	419	203	216
（再掲）部長・課長級	38	9	29
（再掲）課長補佐級	35	11	24
（再掲）係長級	69	28	41



資料：嘉麻市調べ（令和3年4月1日現在）

(2) 審議会等における性別内訳・女性登用率の推移



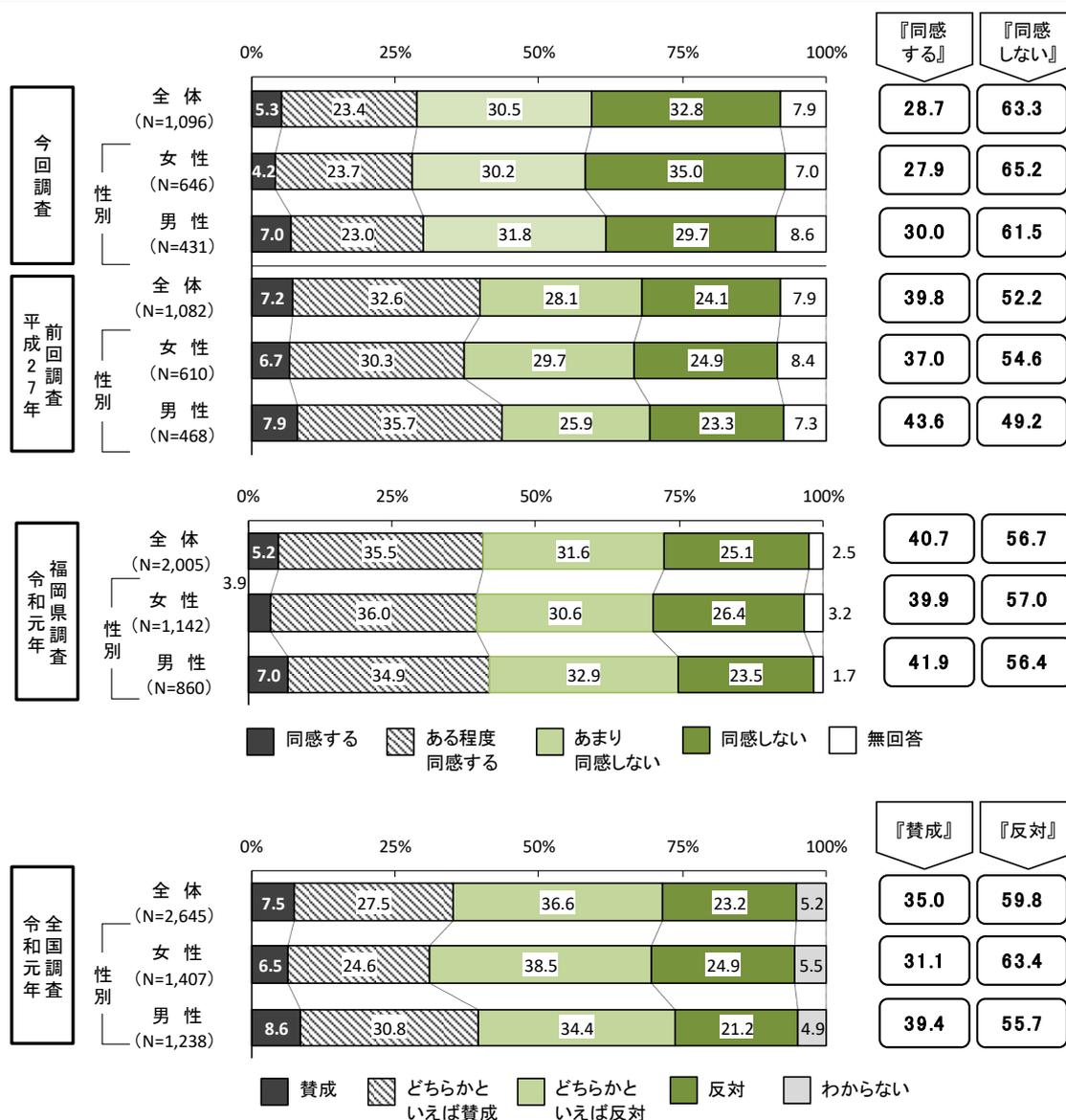
資料：嘉麻市調べ（各年4月1日現在）

3 市民意識調査からみた現状と課題

(1) 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識について、『同感しない(あまり同感しない)を含む。以下同様』人は女性では6割台半ば、男性も6割強で前回調査より男女とも10ポイント以上増加しています。全国調査や福岡県調査と比べても『同感しない』人の割合は本市の方が高く、性別役割分担へは否定的な考え方が多数派となっています。また、ほとんどの年代で『同感しない』人の割合は、女性の方が男性を上回っていますが、30歳代のみ男性を下回っており、子育て世代では男性よりも女性が性別役割分担を容認する傾向がみられます。一方で、共働きの場合は男女とも『同感しない』が7割前後と高く、生活実態に沿った考えを持っていることが伺えます。

■男は仕事、女は家庭という考え方について [全体、性別] (前回・福岡県・全国調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)

■男は仕事、女は家庭という考え方について〔全体、年齢別〕

(%)

		標本数	同感する	同感する程度	同感しない	同感しない	無回答	『同感する』	『同感しない』
全体		1,082 100.0	78 7.2	353 32.6	304 28.1	261 24.1	86 7.9	431 39.8	565 52.2
年齢別	女性:29歳以下	25	4.0	24.0	36.0	32.0	4.0	28.0	68.0
	女性:30歳代	42	7.1	31.0	38.1	16.7	7.1	38.1	54.8
	女性:40歳代	51	3.9	25.5	29.4	39.2	2.0	29.4	68.6
	女性:50歳代	79	3.8	30.4	34.2	25.3	6.3	34.2	59.5
	女性:60歳代	167	7.2	27.5	30.5	26.3	8.4	34.7	56.8
	女性:70歳以上	230	8.7	34.3	25.2	20.4	11.3	43.0	45.6
	男性:29歳以下	21	4.8	23.8	38.1	28.6	4.8	28.6	66.7
	男性:30歳代	20	-	35.0	40.0	20.0	5.0	35.0	60.0
	男性:40歳代	33	6.1	33.3	36.4	21.2	3.0	39.4	57.6
	男性:50歳代	68	7.4	33.8	20.6	30.9	7.4	41.2	51.5
	男性:60歳代	173	8.7	31.2	30.1	25.4	4.6	39.9	55.5
	男性:70歳以上	137	10.2	43.8	16.1	17.5	12.4	54.0	33.6
	無回答	36	-	33.3	33.3	25.0	8.3	33.3	58.3

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

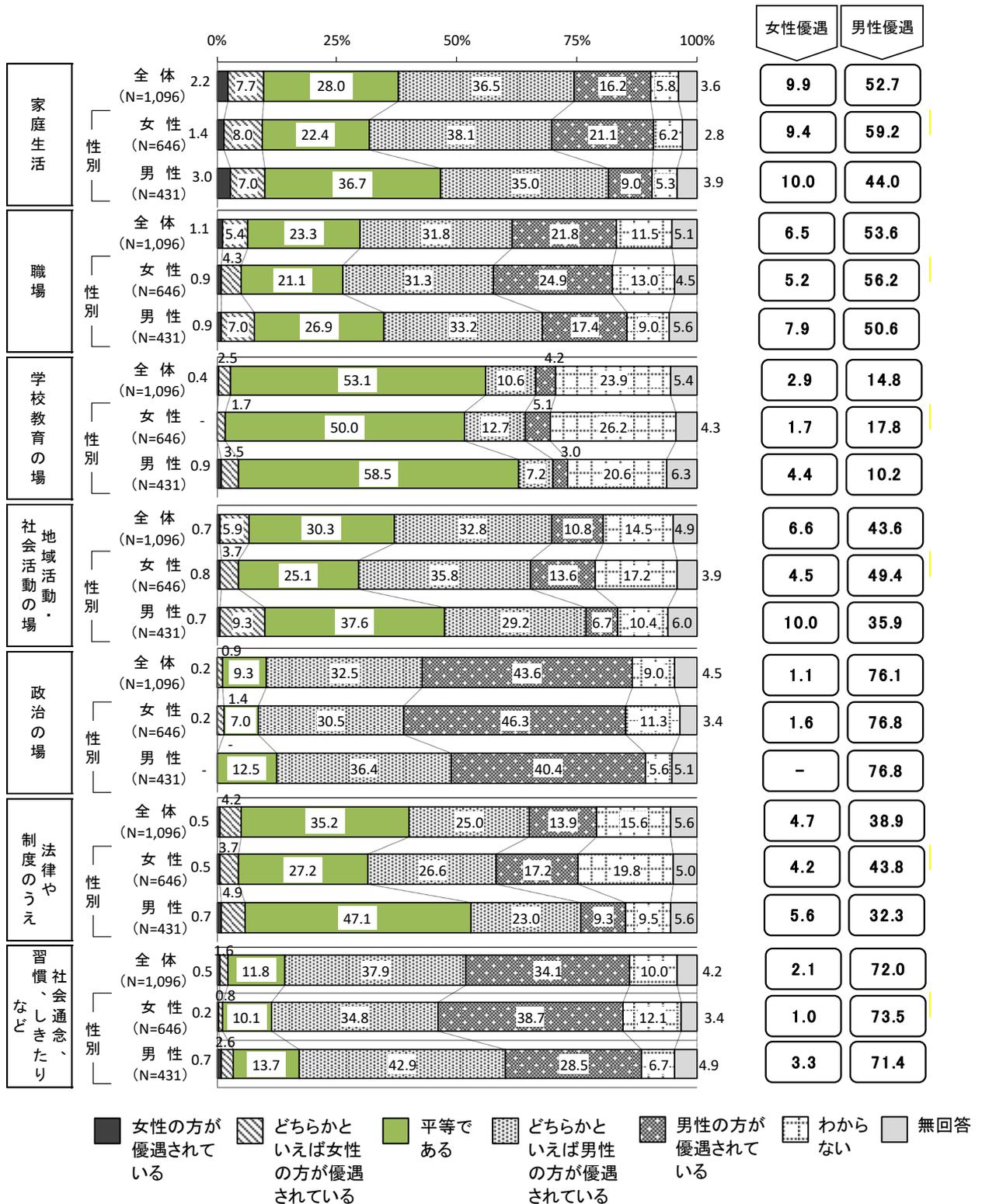
（２）男女の地位の平等感

各分野の平等感については、『男性優遇』と考える人の割合は「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」では7割台と高く、「家庭生活」「職場」で5割台、「地域活動・社会活動の場」「法律や制度のうえ」が4割前後となっています。ほとんどの分野で女性の方が男性より『男性優遇』の割合が高く、「平等である」の割合が低いなど女性の方が不平等感は強くなっています。

本市において性別役割分担意識は解消される方向へ進み、また、政治や法律、社会通念などでは、男性の『男性優遇』という認識は高くなる傾向がうかがえますが、地域活動や家庭生活などの身近な場での平等は進んでおらず、子育て期、就労を中断した場合など、立場によっては平等感も異なっています。

今後の意識啓発に関しては、性別や生活状況に沿ったテーマや内容の工夫が必要となります。性別役割分担意識の解消に向けては従来型に加えて、意識されていないレベルの偏見、いわゆる「アンコンシャス・バイアス」の解消を目指すような参加型の学習が求められます。

■男女の地位の平等感 [全体、性別]



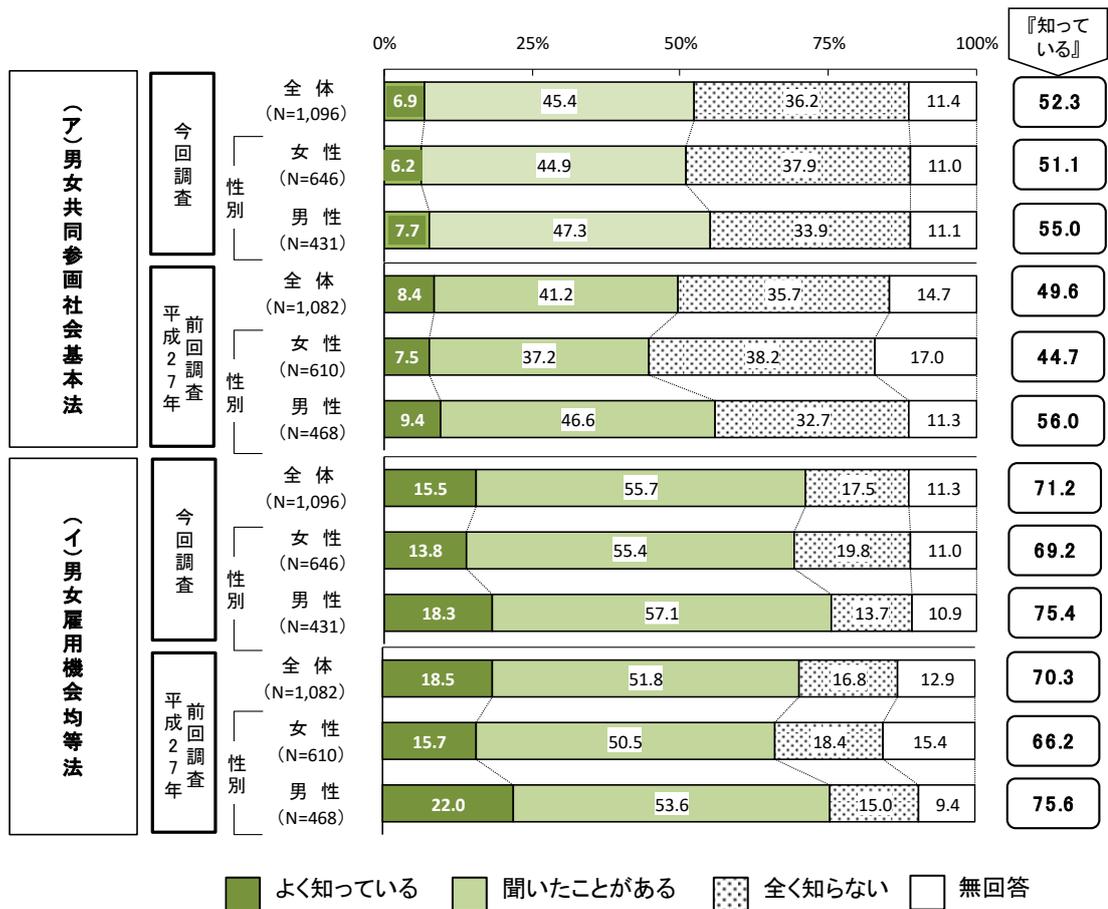
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

(3) 男女共同参画に関する施策・用語の認知

男女共同参画に関する法や制度、用語の認知度は、「児童虐待防止法」「DV防止法」「男女雇用機会均等法」など法律が上位を占めています。前回調査に比べて、全体的に認知が向上しており、特に「ジェンダー」と「LGBTQ*」は大幅に増加していました。

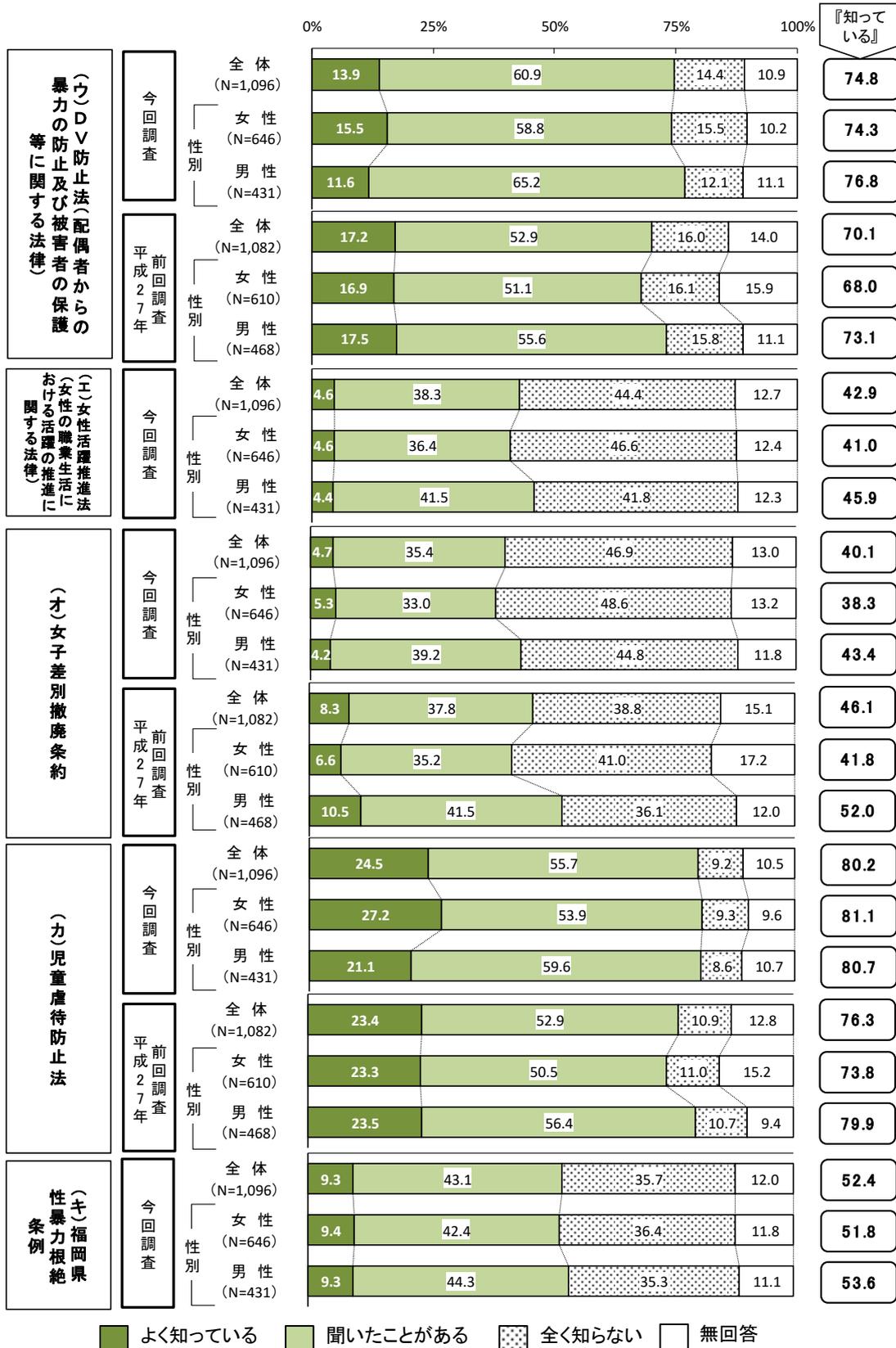
今後とも本市における男女共同参画を推進するために、これらの関連する法律や条例、用語の啓発を状況に応じて、工夫を重ねながら継続的に取り組んでいくことが必要です。

■男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



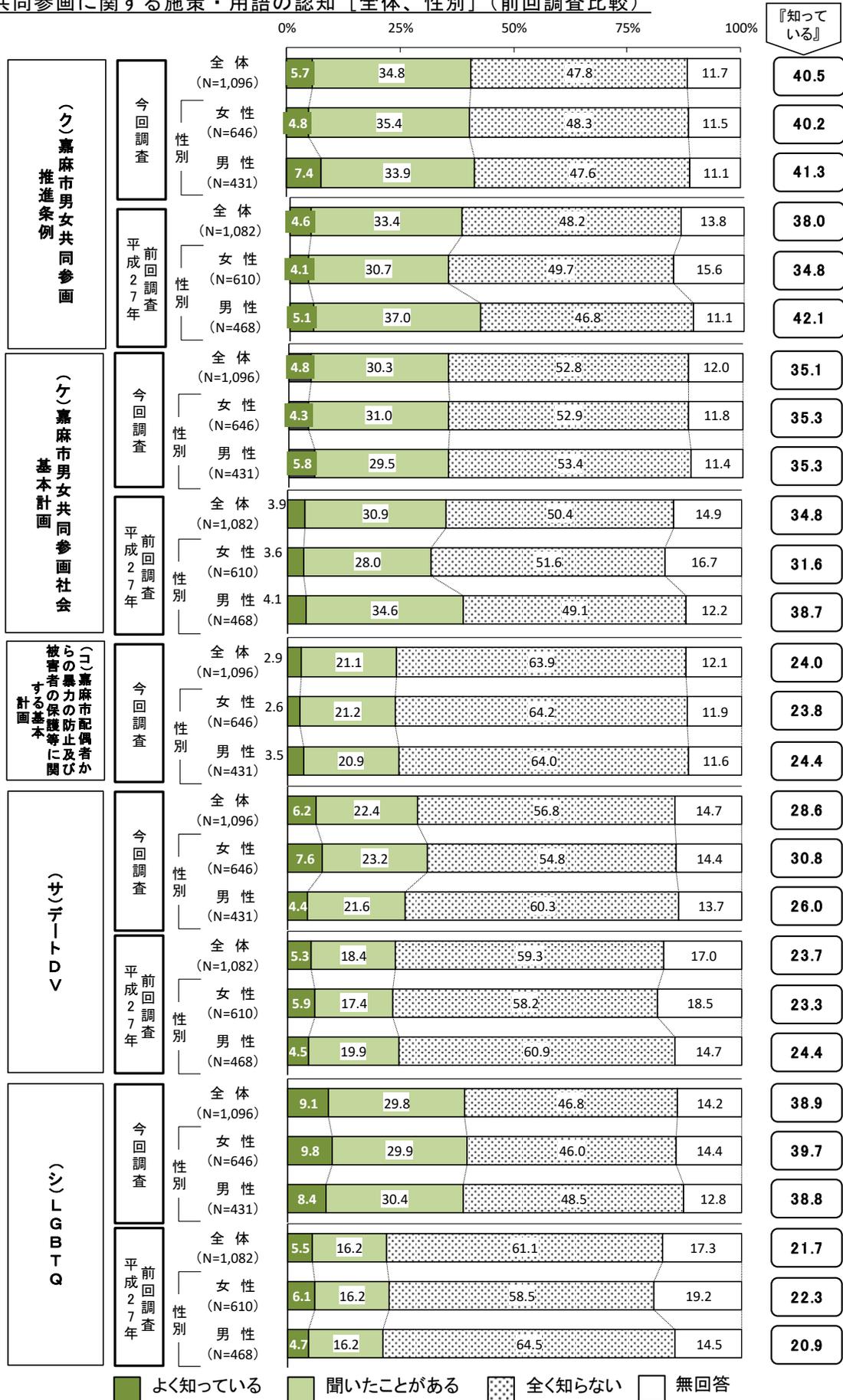
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

■男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



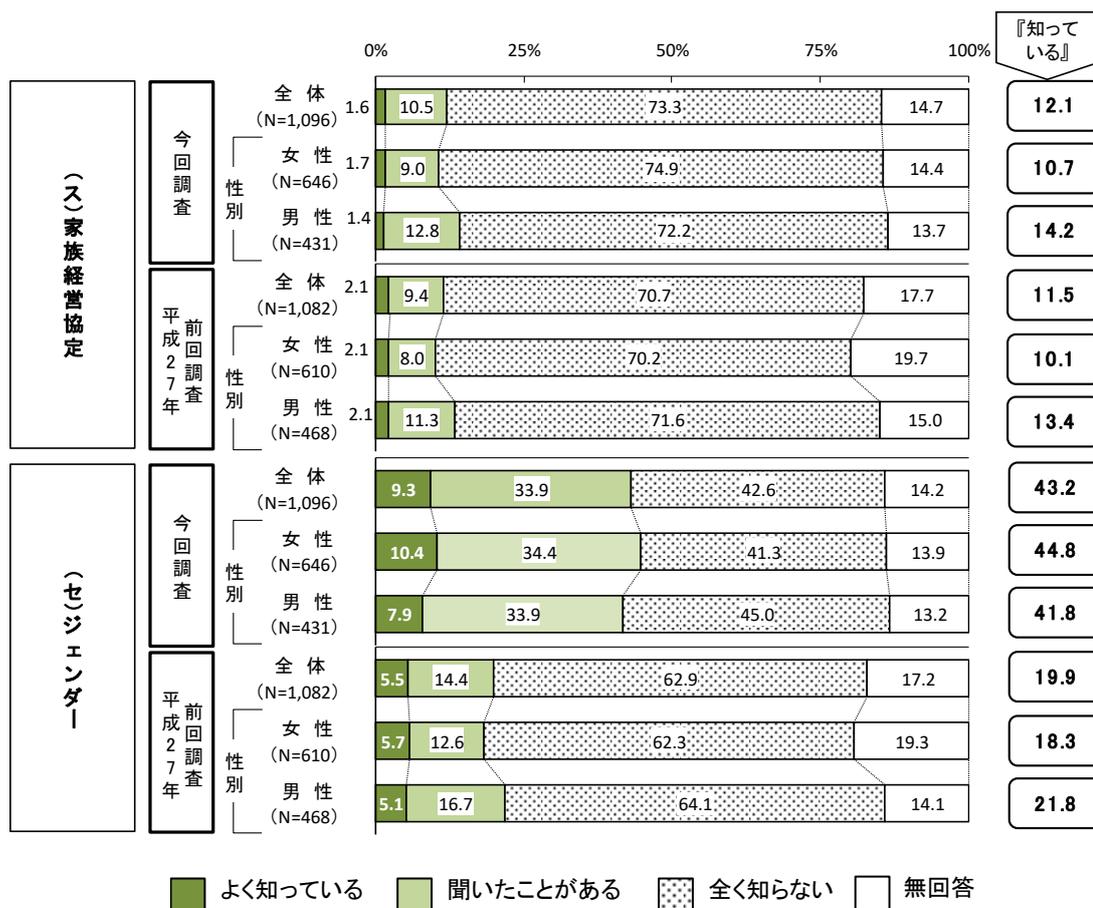
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

■男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

■男女共同参画に関する施策・用語の認知〔全体、性別〕（前回調査比較）



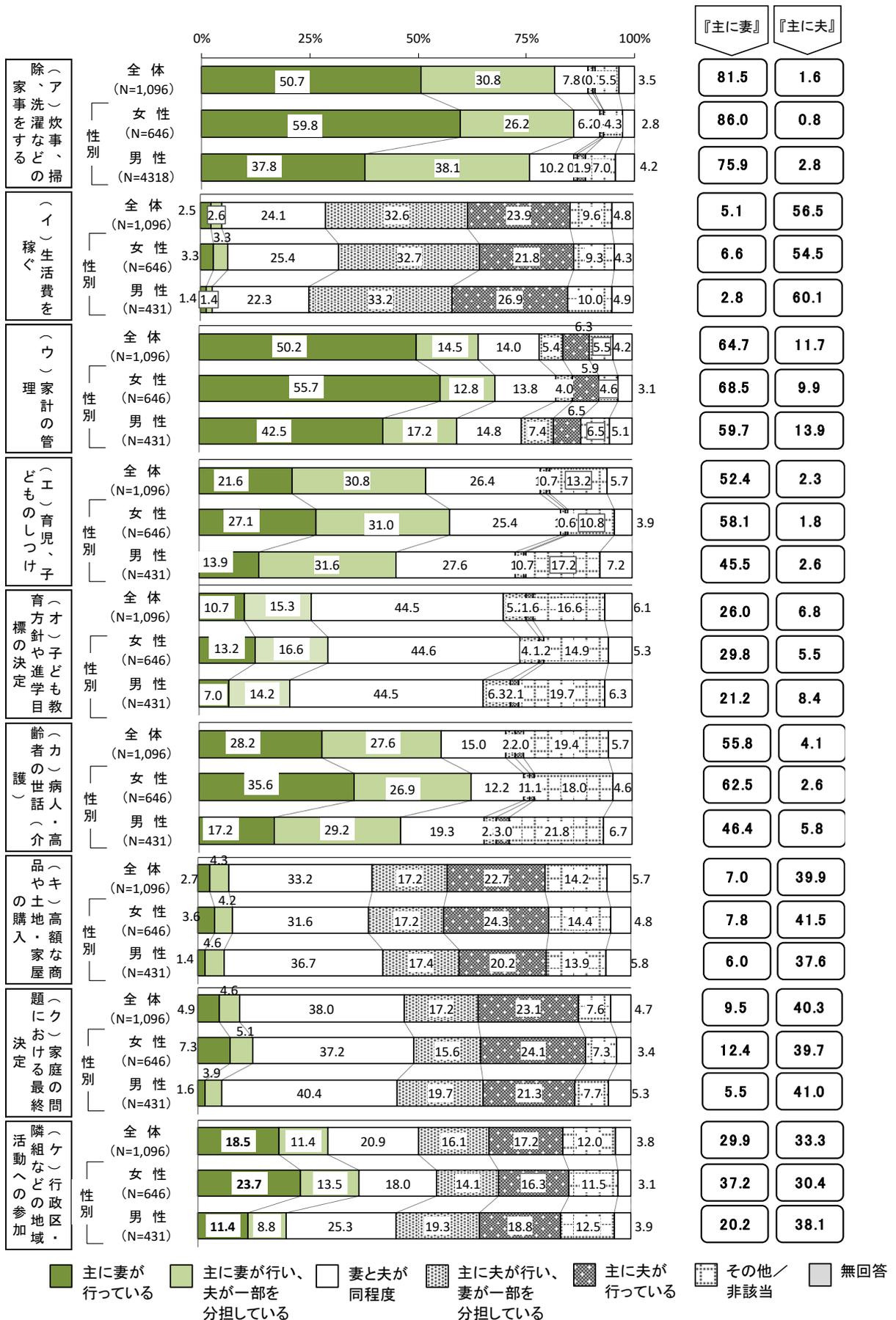
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

(4) 家庭内の役割分担

家庭内での役割分担をみると、『主に妻』は「日常の家事」では約8割と高く、「家計の管理」「病人・高齢者の世話」「育児、子どものしつけ」といった他の家庭内の仕事も、妻に役割が偏っています。一方で、「生活費を稼ぐ」は、『主に夫』が5割台半ばと高く、「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担の実態が伺えます。また、「高額な商品や土地・家屋の購入」や「家庭の問題における最終的決定」など家庭内の重要な決定は『主に夫』の割合が高くなっています。

共働きの女性の状況をみると、「炊事・掃除・洗濯などの家事」は『主に妻』が87.2%であり、家事も仕事もと働く女性の二重負担の現状が浮かび上がります。

■家庭内での役割分担 [全体、性別]



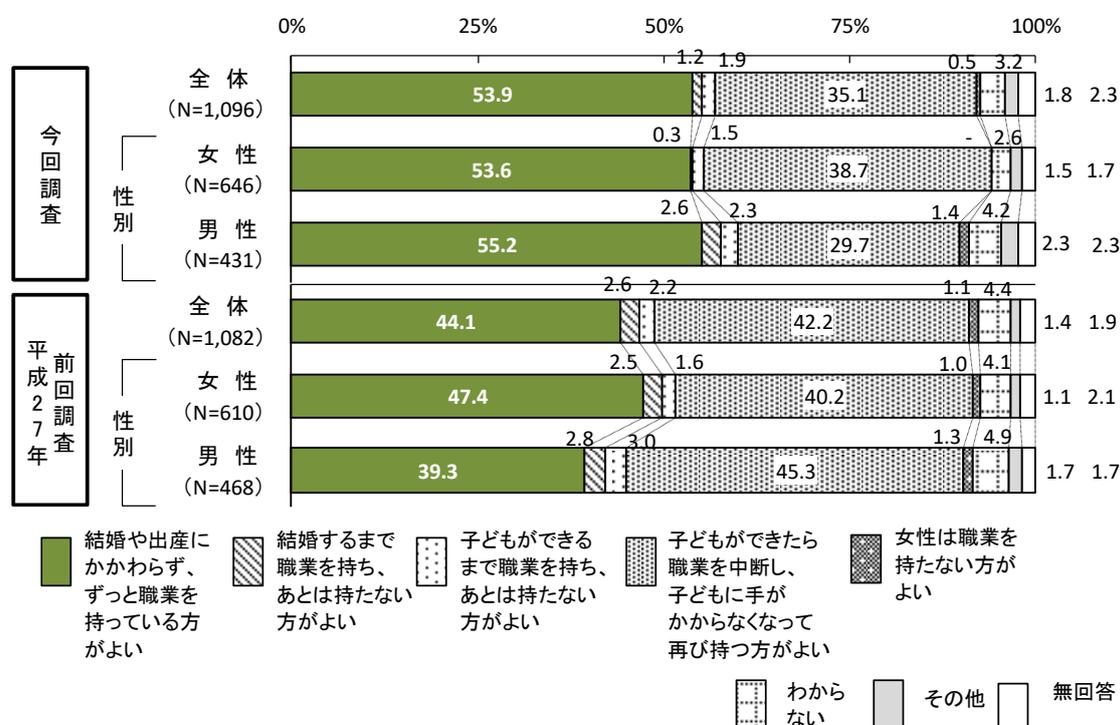
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)

(5) 職業について

女性が職業を持つことに対する考え方については、「結婚や出産にかかわらず、ずっと職業を持っている方がよい」という就労継続が男女とも5割を超えています。前回調査と比べると、男女とも就労継続が増加しており、特に男性では約16ポイントも高くなりました。

「子どもができれば職業を中断し、子どもに手がかからなくなって再び持つ方がよい」といういわゆる女性のM字型就労とよばれる中断・再就職は女性で約4割と男性に比べて高くなっています。しかし「年齢階級別労働力率」で実態を見てみると、嘉麻市の女性の働き方はM字型就労とはなっていません。

■女性が職業を持つことについて〔全体、性別〕（前回調査比較）

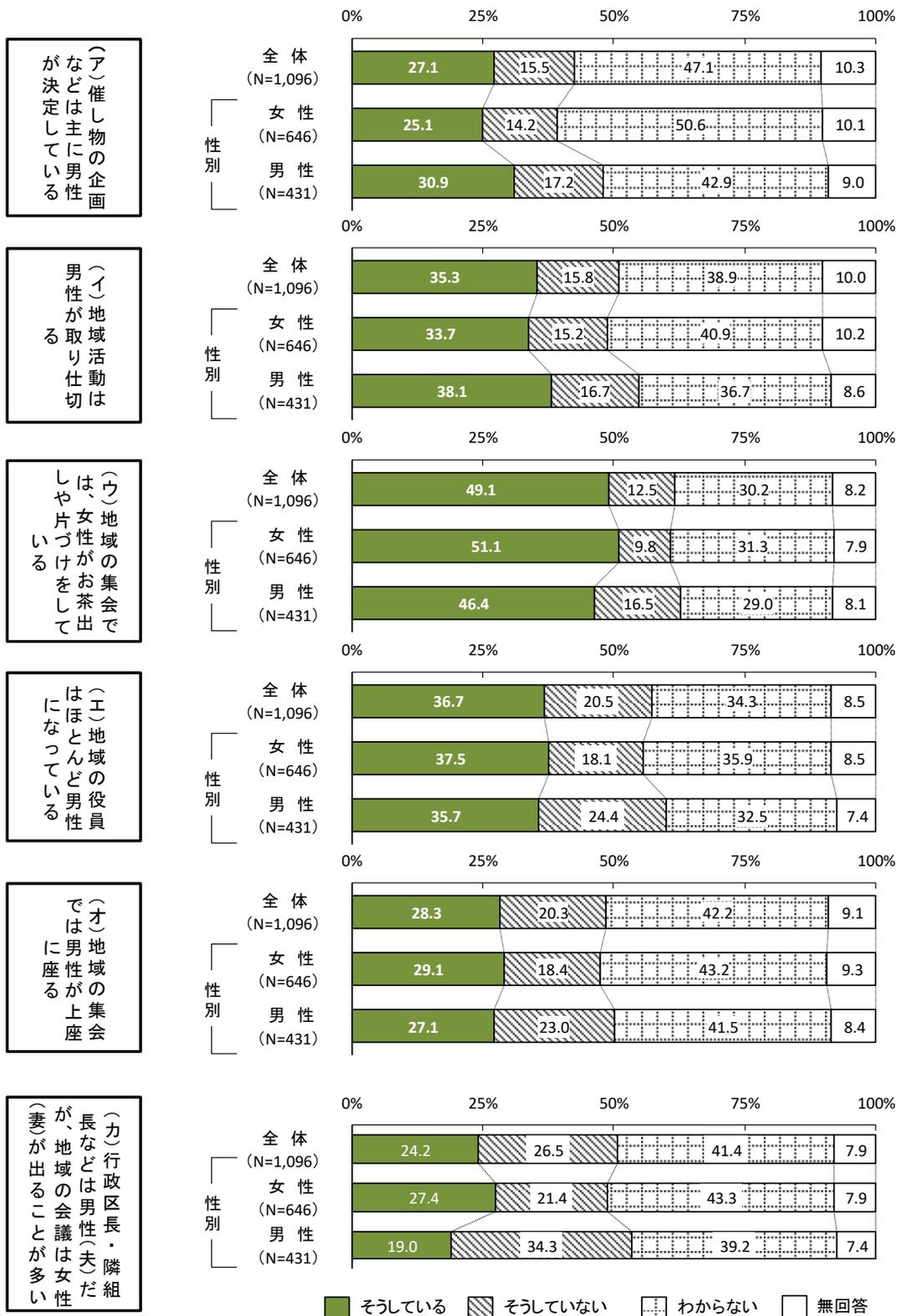


資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

(6) 地域活動について

住んでいる地域での女性と男性の活動の違いについては、全体では「女性がお茶出しや片づけをする」が5割弱、「地域の役員はほとんど男性」「地域活動は男性が取り仕切る」が3割台半ばとなっています。女性がお茶くみなどの裏方の仕事、男性が決定する立場という性別による役割の違いが、地域に根強く存在していることを示しています。こうした現状が、女性にとっては不平等を感じる理由の一つといえます。

■地域活動での役割分担〔全体、性別〕



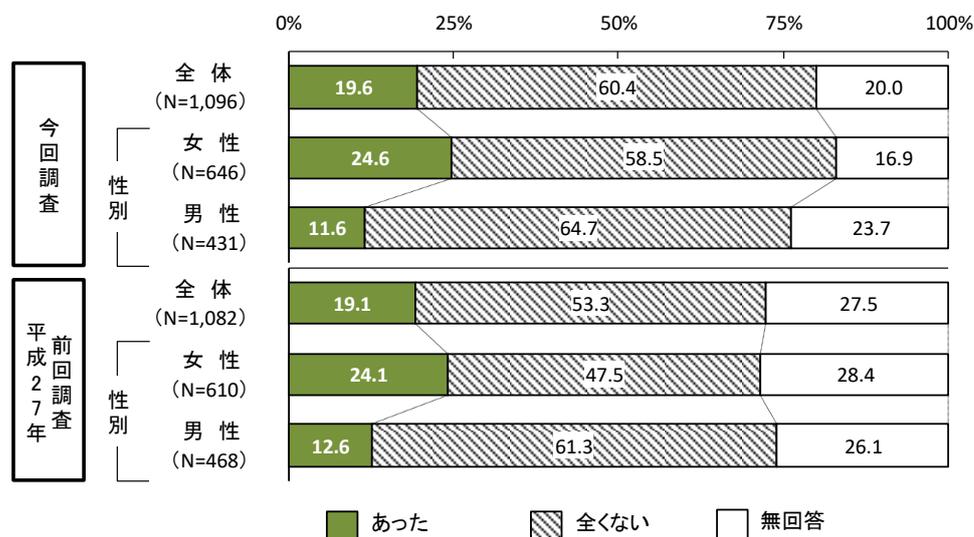
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

(7) 女性の人権

ここ3年でなんらかのDVを受けた人は、女性では24.6%、男性では11.6%となっており、DVは女性が受ける割合が高いことがわかります。しかし、DVを受けた人の約半数は誰にも相談しておらず、また、相談した人でも大半は家族や友人・知人などの身近な人であり、専門機関の利用はわずかでした。前回調査と比べると、相談しなかった割合はやや高くなっていますが、公的機関への相談はわずかながらも全体的に高くなっています。

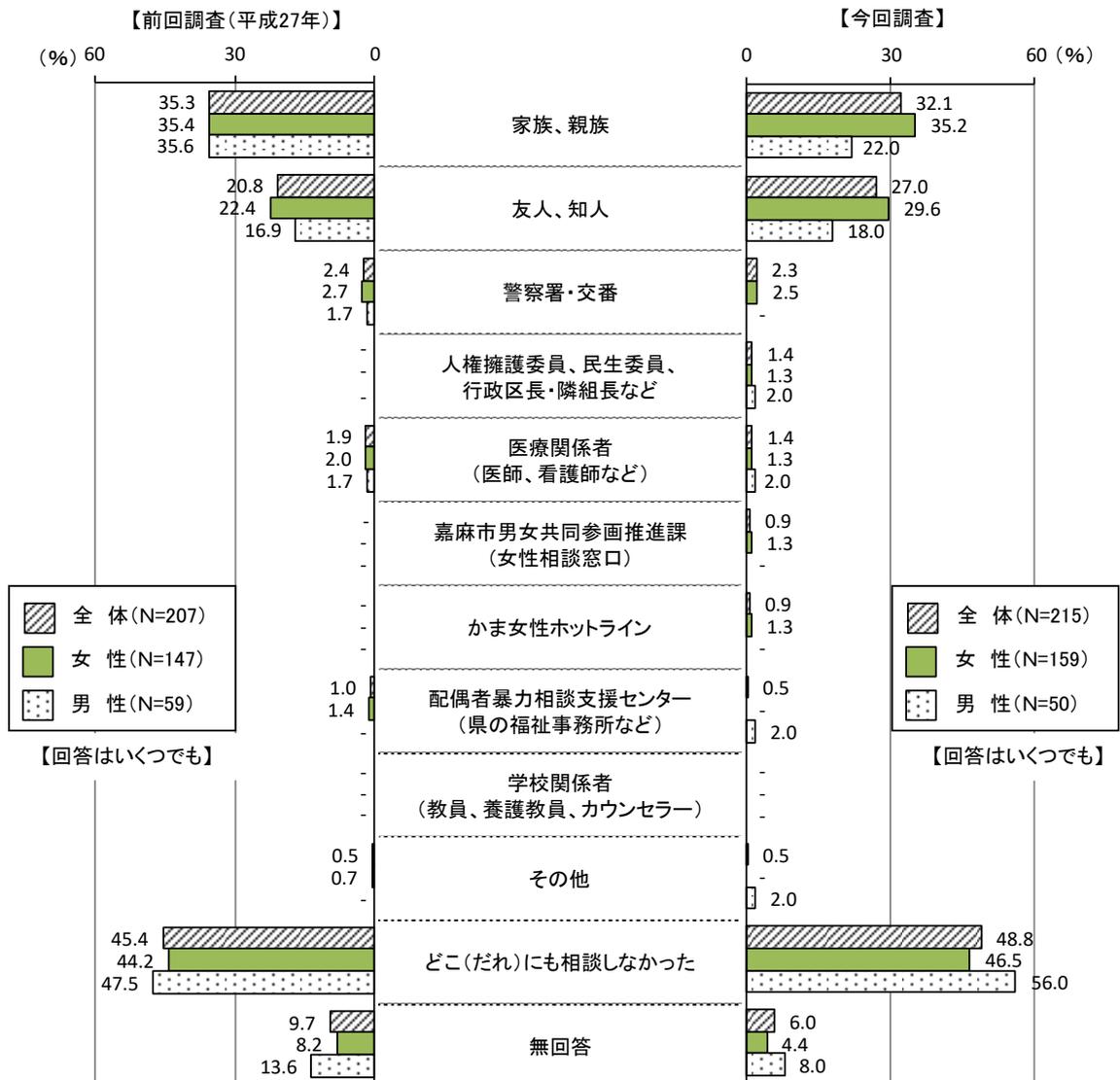
DV相談窓口の認知の向上は、この5年間の市の取組みの成果といえます。しかし、DV被害はやや減少傾向がうかがえるものの、依然として被害を受ける人は存在しており、しかも、誰にも相談しない人が増えており、DVが潜在化している状況もうかがえます。DVとされる行為や発生する背景、DV防止法の取組みなどについて、当事者や家族・知人など必要とする人に届くよう啓発や情報提供を充実することが必要です。

■暴力を受けた経験〔全体、性別〕(前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)

■相談の有無〔全体、性別〕（前回調査比較）



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

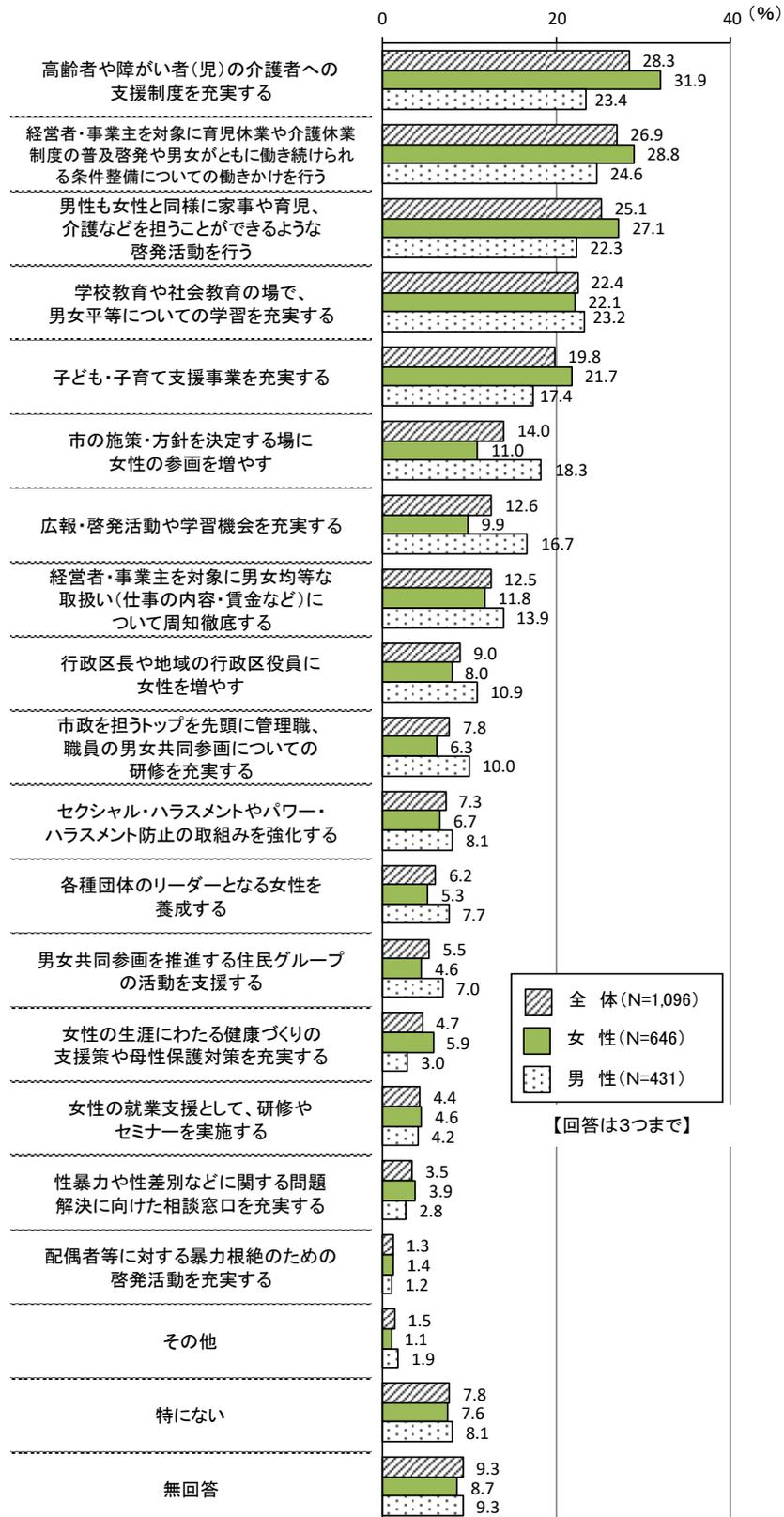
（9）男女共同参画社会の実現について

男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れることとして、「高齢者や障がい者(児)の介護者への支援制度を充実する」「経営者・事業主を対象に育児休業や介護休業制度の普及啓発や男女がともに働き続けられる条件整備についての働きかけを行う」「男性も女性と同様に家事や育児、介護などを担うことができるような啓発活動を行う」などが上位にあがっています。コロナ禍において男女を問わず在宅ワークが拡大する中で、家庭内では妻に家事や育児の負担がかかることが問題として指摘されています。

本市においても、就労する女性の増加とともに男性の家事や育児への参画の重要性は増しているといえます。これらの状況を踏まえた、本市の両立支援策を充実するとともに、男性が家事や育児、介護に積極的に関わられるような実践的な学習の場の提供も必要となっています。

事業所に対しても、女性の就労継続のための取組みや男性の家庭責任を果たすための支援策についての啓発や情報提供が重要となっています。

■男女共同参画社会の実現のために行政が力を入れること [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）



第4章 計画の内容

第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する意識づくり

主要課題1 固定的性別役割分担意識の解消

■現状と課題

市民意識調査では、「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する人は6割超と高く、前回調査からの推移でも増加しており、固定的性別役割分担意識は解消しつつあるといえます。一方、家庭内での仕事の分担をみると、「生活費を稼ぐ」を夫の役割とする回答は5割半ばで減少していますが、「炊事・掃除・洗濯などの家事」を妻の役割とする回答は8割と高く、子育てや介護も女性が中心となっており、男は仕事という状況は変化しつつも、家事は女性が依然として担っています。

また、市民意識調査の結果から、地域活動については、女性の役職への意欲は少しずつ高まっていますが、実態では役員など中心的な役割を男性が担い、お茶出しや片づけは女性の役割という性別で分担する状況は続いています。

固定的な性別役割分担意識に対し、一般論としては反対する人が増えても、生活の場で女性の負担が軽減されない背景には、家事・育児は女性がした方がよいという無意識レベルでの思い込み、いわゆる「アンコンシャス・バイアス」があるといえます。このような思い込みは、長年にわたり形成されているため解消には時間がかかることから、国の第5次男女共同参画基本計画や第5次福岡県男女共同参画計画においてもアンコンシャス・バイアスは意識啓発の課題としてあげられています。

今後の啓発事業においては、家庭や地域の身近な場で男女共同参画の実現を阻んでいるアンコンシャス・バイアスの解消に向けて、全課にわたり、その認知と理解を進めます。男性が家事や育児に参画する意義を浸透させるとともに、女性の意思決定の場への参画が家庭や地域活動の活性化につながることへの理解を深めていきます。子育てに関する学習の場や、地域の出前講座など市民が参加する様々な機会を活用して啓発し、意識を高めていきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 家庭における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
1	女性と男性が共に家庭生活に参画することの啓発	所管事業について、家庭における固定的性別役割分担意識を是正するための視点をもって計画し、実施する。併せてアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発を行っていく。	生涯学習課 全課

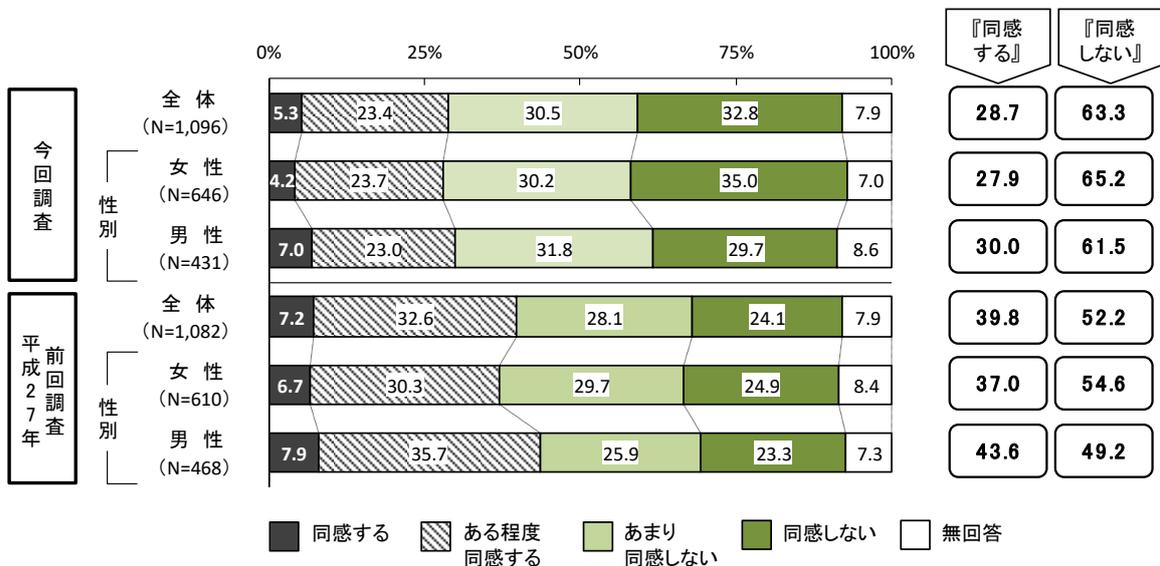
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
2 新	女性と男性が共に育児に参加することの啓発	離乳食教室等への父親の参加を進めて、男女が共に育児を担う家庭内の役割分担の解消に向けて啓発する。 併せてアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発を行っていく。	子育て支援課

(2) 地域における固定的性別役割分担意識の解消に向けての啓発

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
3	女性と男性が共に地域活動に参画することの啓発	所管事業について、地域における固定的な性別役割分担意識を是正するための視点をもって計画し、実施する。 併せてアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発を行っていく。	生涯学習課 全課
4	地域に向けた出前講座による啓発	行政区長会等地域の団体に向けて出前講座等を活用して男女共同参画について啓発する。 併せてアンコンシャス・バイアスの解消に向けた意識啓発を行っていく。	男女共同参画 推進課 総務課 市民地域振興課

◆参考データ

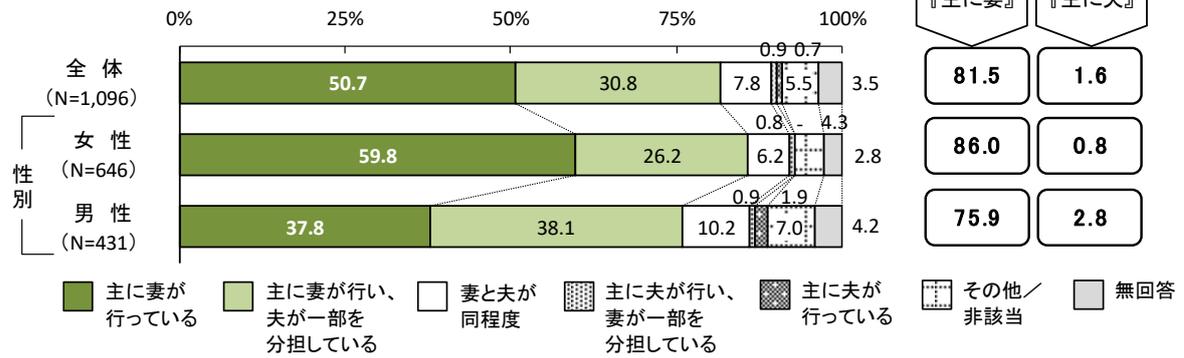
① 「男は仕事、女は家庭」という考え方について [全体、性別] (前回調査比較) (再掲)



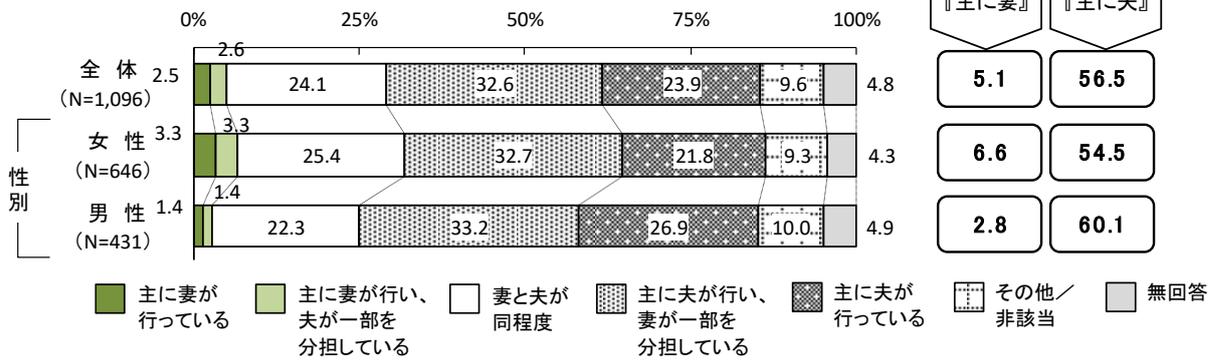
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

②家庭内での役割分担 [全体、性別] (再掲)

(ア) 炊事・掃除・洗濯などの家事



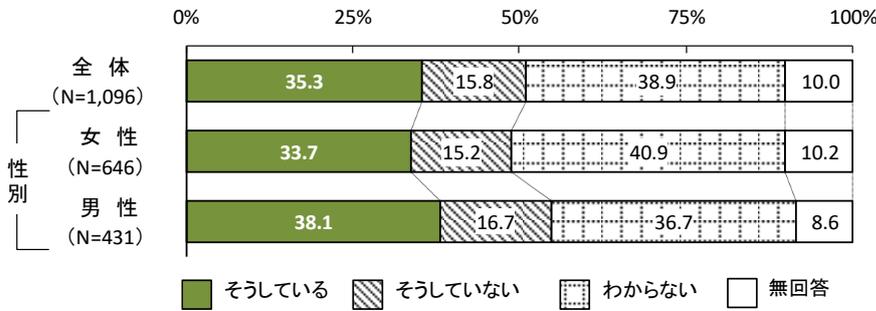
(イ) 生活費を稼ぐ



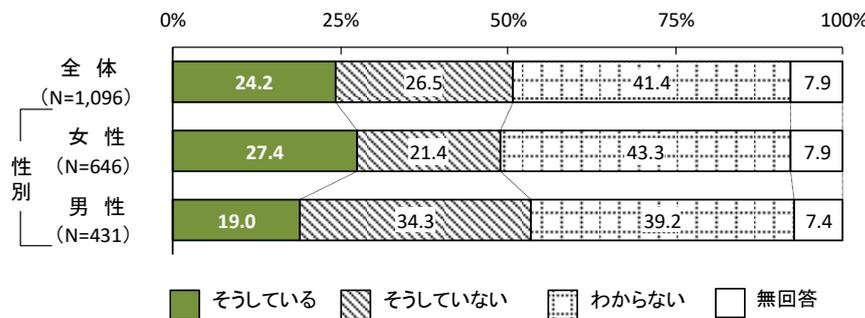
資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」

③地域活動での役割分担 [全体、性別]

◇地域活動は男性が取り仕切る



◇行政区長・隣組長などは男性（夫）だが、地域の会議の出席は女性（妻）が出ることが多い



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

主要課題2 社会制度・慣行の見直し、意識改革

■現状と課題

「嘉麻市男女共同参画推進条例」（以下、市条例という。）第3条第2項では「性別による固定的な役割分担に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること」とされています。

市民意識調査によると、「社会通念・慣習・しきたりなど」においては、「男性の方が優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた『男性優遇』と感じている女性は73.5%、男性は71.4%といずれも高く、特に女性では前回調査と比べて変化はみられず、慣習には根強い不平等感がある現状が伺えます。

市条例に基づき、男女共同参画についての関心を高め、慣行の見直しに向けた理解をさらに深めることが求められます。

これまで市では、社会制度や慣行の見直しにつながるように、情報の収集や提供を行ってきました。今後も、これらの取組みを充実するとともに、広報紙、ホームページなど、多様な媒体を活用して、効果的な啓発活動を推進するとともに、情報提供を充実していきます。また、社会制度や慣習・慣行が固定的な性別役割分担意識にとらわれていないか、男女平等の視点で検証するために、地域や職場などで男女平等を阻む慣行や制度の実態を調査し、課題を顕在化し解決に向けて向けた事業を実施します。

■基本的施策と具体的事業

（1）男女共同参画に関する情報の収集及び提供

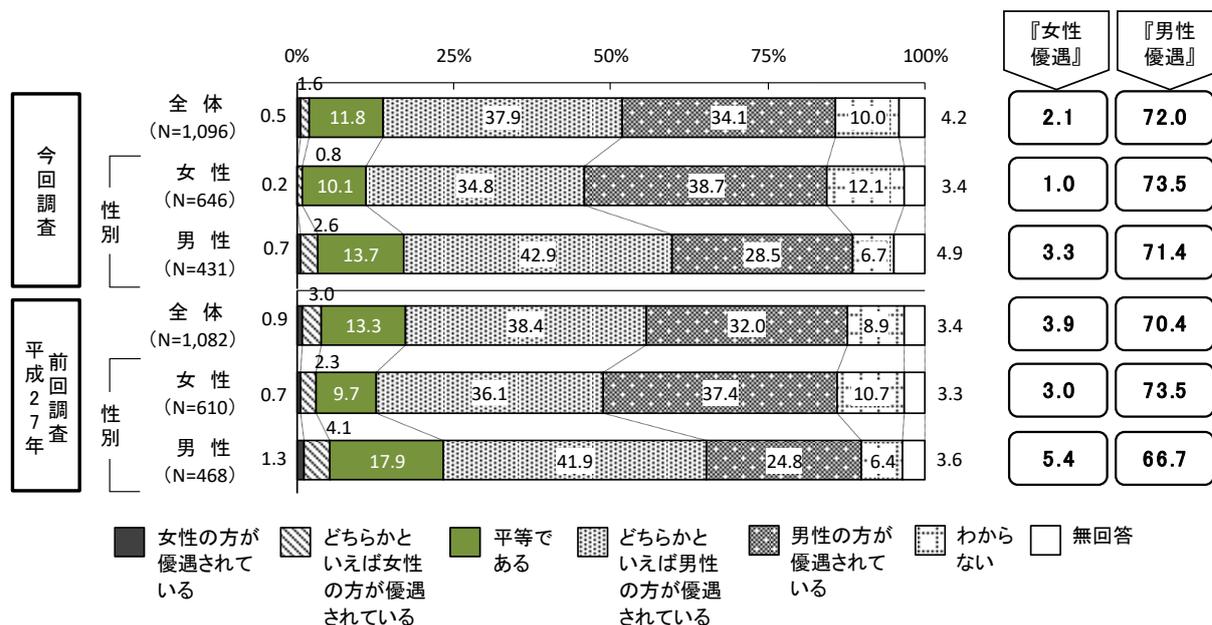
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
5	男女共同参画に関する情報の収集及び提供	男女共同参画に関する資料や情報を収集し、市民や職員に提供する。	男女共同参画推進課

（2）男女共同参画に関する調査及び研究

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
6	男女共同参画の推進を妨げる慣行についての調査及び研究	地域や職場において性による差別的な制度や慣行があるかどうかについて調査（市民意識調査等）を実施し、その分析を行い、課題の解決に努める。	男女共同参画推進課

◆参考データ

①「社会通念・慣習・しきたりなど」での男女の地位の平等感 [全体、性別]
(前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）



主要課題3 教育の場における男女共同参画の推進

■現状と課題

誰もが、性別にとらわれず持てる力を発揮するために、教育は大きな力を持っています。特に主要課題1、2で課題となっている無意識レベルでの思い込み、いわゆる「アンコンシャス・バイアス」の解消に向けては、未来をつくる子どもたちへの教育が最も重要です。市条例では、あらゆる教育の場において男女共同参画を実現するための配慮がなされることを基本理念に掲げ、その基本理念にのっとり、第7条では教育に携わる者の責務として教育の充実に努めなければならないことを定めています。

市民意識調査によると、「学校教育の場」における男女の地位について「平等である」と答えた人は男女とも5割を超えていますが、経年ではあまり変化がありません。

また、家庭での子育てについて、男の子に炊事・洗濯等の生活に必要な技術を身につけさせる考え方に賛成の割合をみると、男性は女性より低く、男性に消極的姿勢が見られます。無意識レベルでの固定的性別役割分担意識を払しょくするためには、子育て期のジェンダー平等教育が重要です。

就学前において、保育所等での男女平等の視点に立った教育環境の整備が求められます。就学後は、学校において、市条例に基づいた啓発冊子の活用により理解を深め、清掃や給食、行事など、教科外活動の指導においても、男女平等や男女共同参画の視点を取り入れていきます。

心身の発達に合わせて、性別で異なる身体の課題を人権の視点からとらえ、お互いの心と体を尊重する包括的性教育を実施しなければなりません。さらには、子どもの教育に携わる人が適切な教育を実践するために、教育の場でのジェンダーに基づく慣習や慣行を見直すとともに、教育関係者が性別に関わりなく個性を尊重する意識を醸成できるよう啓発を進めていきます。

今後とも、教育の場における男女共同参画に関わる事業に積極的・継続的に取り組みます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 就学前教育・学校教育での男女平等教育の実施

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
7	嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた就学前教育の推進	保育所等における就学前教育で、男女平等の視点に立った人権尊重の教育を実施する。	こども育成課
8	嘉麻市男女共同参画推進条例を踏まえた学校教育の推進	男女共同参画啓発冊子「嘉麻市男女共同参画推進条例（学ぼうそして行動しよう）」を授業に活用し、男女共同参画教育の推進を図る。	学校教育課
9	男女共同参画の視点に立った進路指導の徹底及び進路後の支援	固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個人の希望や適性を重視し、職業や進学先を選択できるような教育を推進する。	学校教育課

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
10	発達段階を踏まえた包括的性教育の充実	児童・生徒の発達段階に応じたお互いの心と体を尊重し、生命を大切にする人権尊重精神を育む性教育を推進する。	学校教育課

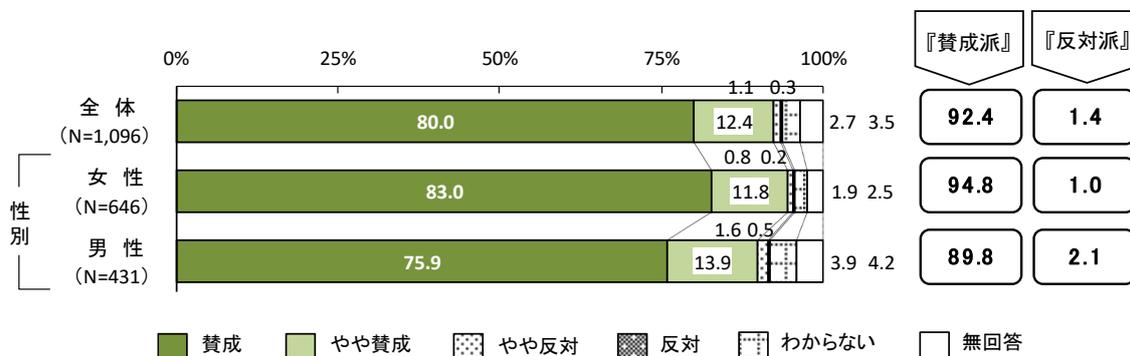
(2) 教育関係者の男女共同参画に対する意識改革

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
11	公立保育所職員の研修・啓発の充実	公立保育所職員等を対象として、男女共同参画に関する研修会を実施する。私立保育園についても、 連携を図りながら 情報発信及び情報提供を行う。	こども育成課
12	教職員等の研修の充実	市内小・中学校等の教職員等を対象に学校内の慣習・慣行の見直しなど、男女共同参画の理念に基づく児童・生徒の指導法についての研修を推進する。	学校教育課

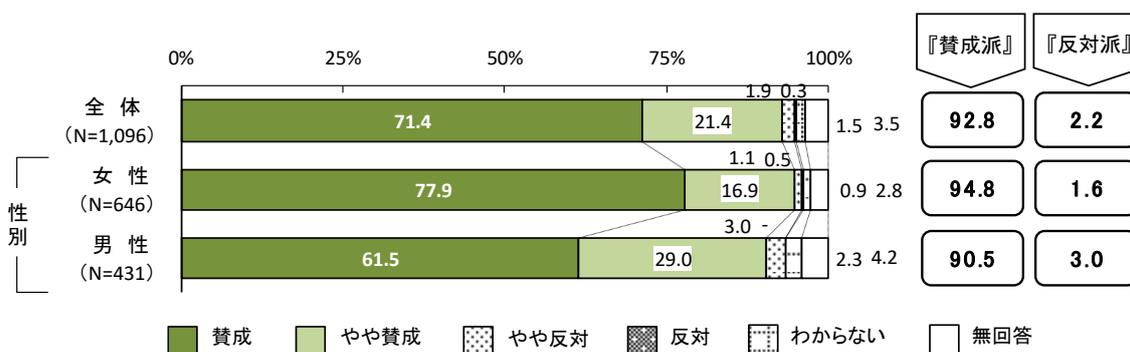
◆参考データ

①子どもの育て方 [全体、性別]

(ア) 女の子も男の子と同等に経済的に自立できるように育てる

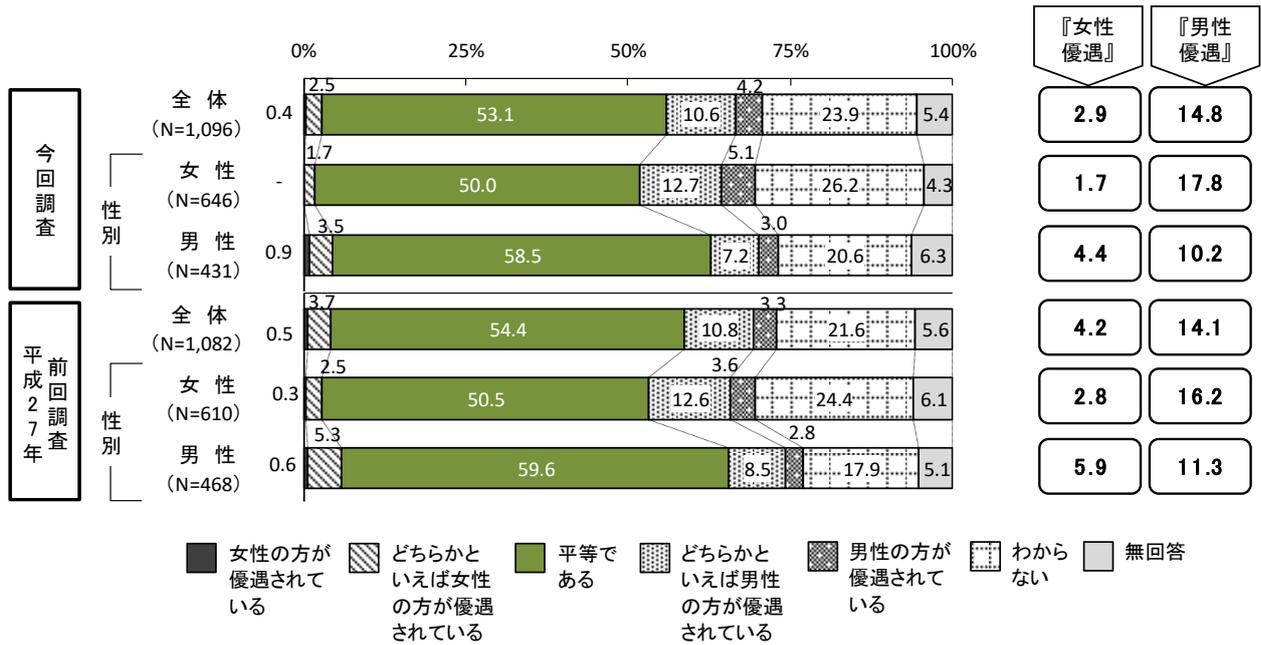


(イ) 男の子にも炊事・掃除・洗濯などの生活に必要な技術を身につけさせるほうがよい



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

② 「学校教育の場」での男女の地位の平等感 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)



主要課題4 あらゆる暴力の根絶

■現状と課題

市条例第9条第2項では「すべての人は、セクシュアルハラスメント*及びドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する心身に及ぶ暴力等の行為により人権を侵害してはならない。」と定められ、市条例第18条では、市は暴力防止のための対策と被害者支援が義務付けられています。また、県性暴力根絶条例では、県民等に性暴力を禁じる行動規範を規定しており、嘉麻市でも県と連携した取組みの強化が求められます。

さらに、DV防止法では地方公共団体に対して、ドメスティック・バイオレンス対策のための基本計画の策定を努力義務とし、この法に基づき市条例第10条の2では「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定しています。

市民意識調査によると、ここ3年間での「地域活動の場」でのセクシュアルハラスメントの被害を体験した人は3.1%あり、被害の内容は「身体に関して不愉快になる言葉や冗談を言われた」が高くなっていました。また、「学校に関わる場」でも数値は低いものの女性の29歳代以下の若い年齢層を中心に被害体験があることが伺えました。

性暴力は、生命や身体を脅かす犯罪となる行為をも含み、決して、許されるものではありません。また、女性に対する性暴力はその背景には、男性優位の意識や男女の経済力の格差など社会的構造があり、根絶のためには社会全体で取り組むことが重要です。言葉による性暴力については行為者が認識不足のまま軽く考えている場合もあり、暴力防止に向けた広報や啓発が必要です。若年層が被害者となる性的な暴力、いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題が深刻化しており、平成28(2016)年以来、国は県や市町村と連携して防止対策を進めています。さらにデートDV*やリベンジポルノなどでは子どもたちが当事者になっている現状もあります。性をめぐる暴力の根絶には、子どもの周囲の大人たちが取り組むとともに、幼少時から子どもたちの人権意識を高め、被害者にも加害者にもならない教育を進めます。とくに、コミュニティサイトやSNS等を通じた性犯罪・性暴力の当事者にならないための教育・学習、啓発活動、子ども及び保護者のメディア・リテラシーの向上等の充実も重要と考えます。

また、平成27(2015)年に、文部科学省は性的指向や性自認に係るいじめなどの人権侵害を防止するよう通知を全国の国公私立の小中高校などに発出しました。それ以降、学校では性別違和などを含むLGBTQなどの性的少数者の子どもの人権を守り、性的多様性の理解を深める教育が進められてきました。市においても、学校現場での性的多様性の理解を深める人権教育をこれまで以上に推進していきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
13	嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する計画の推進	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等支援に関する基本計画に基づき、DV防止と被害者への迅速で適切な支援の取組みを推進する。	男女共同参画推進課
14 新	婦人相談員 [*] の設置など相談体制の充実	DV等の相談窓口として婦人相談員の設置及び「女性ホットライン」による電話相談等相談体制を充実し、相談窓口の周知を図る。	男女共同参画推進課

(2) セクシュアルハラスメント、ストーカー^{*}等の防止

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
15	セクシュアルハラスメントやストーカー等の暴力防止のための広報・啓発の推進	あらゆる暴力は、重大な人権侵害であることの認識を深め、暴力を防止するための情報提供及び啓発を行う。	人権・同和对策課
			学校教育課
			男女共同参画推進課

(3) 性暴力根絶の取組み

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
16	子どもを対象とした性暴力等に対する防止教育の推進	子どもが性暴力の被害者とならないよう保育所において暴力から自分の心と体を守る方法を園児と保護者が学ぶ研修を行う。	こども育成課
			男女共同参画推進課
17 新	性暴力の根絶に関する総合的な教育の推進	県性暴力根絶条例に基づき、小学校・中学校、高等学校等において、児童・生徒の発達段階に応じて性暴力根絶などに関する総合的な教育を県と連携しながら行う。	学校教育課
			男女共同参画推進課
18 新	福岡県性暴力根絶条例の周知・啓発	福岡県性暴力根絶条例の周知を図り、性暴力が重大な人権侵害であるという認識を広く市民へ広報し啓発する。	男女共同参画推進課 関係各課
19 新	性暴力根絶に向けた関係機関の連携	性暴力の防止に向けて関係各課、警察など関係機関の連携を図り、暴力防止及び被害者支援の取組を充実する。	男女共同参画推進課 関係各課

(4) LGBTQなどの性的少数者が安心して暮らせる環境の整備

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
20	LGBTQなどの性的少数者への理解を深める教育の推進	LGBTQなどの性的少数者の児童・生徒に対して配慮するとともに、理解を深めるための教職員研修を行い、人権教育を実施する。	学校教育課
21	LGBTQなどの性的少数者についての理解を深めるための啓発	LGBTQなどの性的少数者への理解を深めるために関係各課と連携し職員研修を行う。また、性的少数者の相談窓口の周知など市民への理解を図る啓発に努める。	人権・同和対策課
			男女共同参画推進課
			人事秘書課

◆参考データ

①セクシュアルハラスメントの経験 [性別・年代別]

(A) 職場

		標本数	(A)職場で													『経験がある』	
			性的な関係を強要された	からだに触れられた	食事などにしつこく誘われた	卑猥な言葉をかけられた	言葉や冗談を言われた	身体に関して不愉快になる	誌を見せられた	アダルトサイトやポルノ雑	性的なうわさを流された	トを強要された	宴会などでお酌やデュエツ	たびたび聞かれた	結婚や妊娠の予定について		がらせをされた
全体		1,096 100.0	6 0.5	25 2.3	14 1.3	17 1.6	32 2.9	2 0.2	8 0.7	12 1.1	21 1.9	4 0.4	3 0.3	742 67.7	274 25.0	7.3	
年齢別	女性:29歳以下	32	-	6.3	-	3.1	6.3	-	-	-	9.4	-	-	75.0	3.1	21.9	
	女性:30歳代	57	1.8	7.0	7.0	10.5	-	3.5	3.5	12.3	-	1.8	70.2	7.0	22.8		
	女性:40歳代	74	-	2.7	1.4	5.4	5.4	-	1.4	-	2.7	1.4	1.4	79.7	5.4	14.9	
	女性:50歳代	80	-	3.8	2.5	2.5	5.0	1.3	1.3	3.8	3.8	1.3	-	76.3	10.0	13.7	
	女性:60歳代	155	1.3	3.9	1.3	0.6	3.2	0.6	0.6	1.3	0.6	0.6	-	74.2	19.4	6.4	
	女性:70歳以上	245	-	0.4	0.8	0.8	1.2	-	-	0.8	-	-	-	57.6	39.6	2.8	
	男性:29歳以下	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3.4	-	-	82.8	13.8	3.4
	男性:30歳代	29	-	-	-	-	3.4	-	3.4	-	6.9	-	-	72.4	17.2	10.4	
	男性:40歳代	45	-	4.4	-	2.2	6.7	-	2.2	-	4.4	-	-	82.2	8.9	8.9	
	男性:50歳代	57	-	-	-	-	-	-	-	1.8	-	1.8	-	78.9	17.5	3.6	
	男性:60歳代	113	0.9	0.9	0.9	0.9	-	-	-	0.9	-	-	-	70.8	26.5	2.7	
男性:70歳以上	158	-	0.6	-	-	1.9	-	-	-	-	-	0.6	54.4	42.4	3.2		
無回答		22	9.1	13.6	9.1	4.5	4.5	-	4.5	4.5	-	-	-	40.9	45.5	13.6	

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

(B) 地域活動の場

(%)

		標本数	(B)地域活動の場で													『経験がある』
			性的な関係を強要された	からだに触れられた	食事などにしつこく誘われた	卑猥な言葉をかけられた	言葉や冗談を言われた	身体に関して不愉快になる	誌を見せられた	アダルトサイトやポルノ雑誌	性的なうわさを流された	トを強要された	宴会などでお酌やデュエツ	結婚や妊娠の予定について	がらせをされた	
全体		1,096 100.0	3 0.3	5 0.5	3 0.3	10 0.9	16 1.5	1 0.1	3 0.3	6 0.5	12 1.1	2 0.2	1 0.1	777 70.9	285 26.0	3.1
年齢別	女性:29歳以下	32	-	-	-	-	-	-	-	-	9.4	-	-	78.1	12.5	9.4
	女性:30歳代	57	-	1.8	1.8	3.5	3.5	-	-	-	3.5	-	-	77.2	15.8	7.0
	女性:40歳代	74	-	1.4	-	-	2.7	-	-	-	1.4	-	-	82.4	12.2	5.4
	女性:50歳代	80	-	1.3	1.3	1.3	5.0	-	-	2.5	1.3	-	-	76.3	17.5	6.2
	女性:60歳代	155	0.6	-	-	1.9	1.9	-	-	1.3	-	-	-	78.1	18.7	3.2
	女性:70歳以上	245	0.4	0.4	-	-	0.8	-	0.4	0.4	-	-	-	62.9	35.1	2.0
	男性:29歳以下	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	86.2	13.8	-
	男性:30歳代	29	-	-	-	3.4	-	-	-	-	3.4	-	-	75.9	20.7	3.4
	男性:40歳代	45	-	-	-	2.2	2.2	-	2.2	-	4.4	2.2	-	80.0	15.6	4.4
	男性:50歳代	57	-	1.8	-	1.8	1.8	-	1.8	-	1.8	-	1.8	78.9	17.5	3.6
	男性:60歳代	113	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	70.8	29.2	-
	男性:70歳以上	158	0.6	-	-	-	-	-	-	0.6	-	-	-	60.1	38.6	1.3
無回答		22	-	-	4.5	4.5	4.5	4.5	-	-	4.5	4.5	-	36.4	59.1	4.5

(C) 学校に関わる場

(%)

		標本数	(C)学校に関わる場で													『経験がある』
			性的な関係を強要された	からだに触れられた	食事などにしつこく誘われた	卑猥な言葉をかけられた	言葉や冗談を言われた	身体に関して不愉快になる	誌を見せられた	アダルトサイトやポルノ雑誌	性的なうわさを流された	トを強要された	宴会などでお酌やデュエツ	結婚や妊娠の予定について	がらせをされた	
全体		1,096 100.0	2 0.2	2 0.2	1 0.1	2 0.2	7 0.6	-	-	1 0.1	1 0.1	-	-	743 67.8	341 31.1	1.1
年齢別	女性:29歳以下	32	-	3.1	-	3.1	6.3	-	-	-	-	-	-	75.0	15.6	9.4
	女性:30歳代	57	-	-	-	-	1.8	-	-	-	-	-	-	80.7	17.5	1.8
	女性:40歳代	74	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	85.1	14.9	-
	女性:50歳代	80	-	-	-	-	1.3	-	-	-	-	-	-	75.0	23.8	1.2
	女性:60歳代	155	-	-	-	0.6	0.6	-	-	-	-	-	-	71.6	27.7	0.7
	女性:70歳以上	245	-	-	-	-	0.4	-	-	-	-	-	-	56.7	42.9	0.4
	男性:29歳以下	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	96.6	3.4	-
	男性:30歳代	29	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.9	24.1	-
	男性:40歳代	45	-	-	-	-	-	-	-	-	2.2	-	-	80.0	17.8	2.2
	男性:50歳代	57	1.8	-	1.8	-	-	-	-	1.8	-	-	-	77.2	21.1	1.7
	男性:60歳代	113	-	-	-	-	0.9	-	-	-	-	-	-	69.0	30.1	0.9
	男性:70歳以上	158	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	53.2	46.8	-
無回答		22	4.5	4.5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36.4	54.5	9.1

資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

主要課題5 国際的な視野に立った男女共同参画の推進

■現状と課題

国においては、女性差別撤廃条約の批准を契機に国内法の改正や整備を行い、男女共同参画社会基本法の制定や行動計画の策定など、国際的な潮流、国連の動きに支えられて男女共同参画に関わる政策を展開してきました。平成27(2015)年に、国連は令和12(2030)年までの国際目標としてSDGs(持続可能な開発目標)を定め、日本では平成28(2016)年に「(SDGs)推進本部」を設立しました。この中の目標5には「ジェンダー平等」が掲げられており、国の第5次男女共同参画計画においては、SDGsの達成に向けて男女共同参画・女性活躍を分野横断的に主流化し、様々な主体が連携して取り組む社会を目指すとしています。

一方で、平成28(2016)年、国連の女性差別撤廃委員会は、日本に対し、女性差別に関する25もの課題を指摘し、特に、女性の固定的な性別役割分担への規範化と差別を固定化させる慣行や女性への複合的な差別について懸念を表明しています。さらに、令和2(2020)年に世界経済フォーラムが発表した各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数(GGI)では、日本は153か国中120位と低く、特に政治分野、経済分野での意思決定過程への女性の参画が国際社会のスピード感を持った推進状況に比べると非常に遅れていることを示しています。こうした中、新型コロナ感染拡大は格差を拡大し、最も弱い立場にある人々をさらに困難な状況に追い込んでいます。女性の失業の増加、性犯罪・性暴力やDVの相談件数の増加など、平常時の課題がコロナ禍という非常時で拡大したことがわかります。

市におけるジェンダー平等の実現を目指して、国際的な規範や基準、取組みの指針及び先進諸国の男女平等の意識や制度について、新しい知識や情報を収集して、提供していきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 国際的理解及び交流基盤の形成

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
22	国際的動向の把握	国際的な男女共同参画に関するジェンダーギャップ指数やワーク・ライフ・バランス等の情報を収集し各施策の取組みに反映させるとともに市民への情報提供を行う。	男女共同参画推進課

◆参考データ

①HDI、GII、GGIにおける日本の順位

①HDI
(人間開発指数)

②GII
(ジェンダー不平等指数)

③GGI
(ジェンダーギャップ指数)

順位	国名	HDI値	順位	国名	GII値	順位	国名	GGI値
1	ノルウェー	0.957	1	スイス	0.025	1	アイスランド	0.892
2	アイスランド	0.955	2	デンマーク	0.038	2	フィンランド	0.861
2	スイス	0.955	3	スウェーデン	0.039	2	ノルウェー	0.849
4	香港	0.949	4	ニュージーランド	0.043	4	ニュージーランド	0.840
4	アイスランド	0.949	4	ベルギー	0.043	5	スウェーデン	0.823
6	ドイツ	0.947	6	ノルウェー	0.045	6	ナミビア	0.809
7	スウェーデン	0.945	7	フィンランド	0.047	7	ルワンダ	0.805
8	オーストラリア	0.944	8	フランス	0.049	8	リトアニア	0.804
8	オランダ	0.944	9	アイスランド	0.058	9	アイスランド	0.800
10	デンマーク	0.940	10	スロベニア	0.063	10	スイス	0.798
11	フィンランド	0.938	11	韓国	0.064	11	ドイツ	0.796
11	シンガポール	0.938	12	シンガポール	0.065	12	ニカラグア	0.796
13	英国	0.932	13	ルクセンブルグ	0.065	12	ベルギー	0.789
14	ベルギー	0.931	14	オーストリア	0.069	14	スペイン	0.788
14	ニュージーランド	0.931	15	イタリア	0.069	15	コスタリカ	0.786
16	カナダ	0.929	16	スペイン	0.070	16	フランス	0.784
17	米国	0.926	17	ポルトガル	0.075	17	フィリッピン	0.784
18	オーストリア	0.922	18	アラブ連邦	0.079	18	南アフリカ	0.781
19	イスラエル	0.919	:	:	:	:	:	:
19	日本	0.919	24	日本	0.094	120	日本	0.656

備考：国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書 2020」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2021」より作成。

注：HDI 人間開発指数 (Human Development Index)：人間開発の3つの基本的な側面、健康で長生きできるかどうか、知識を得る機会があるかどうか、人間らしい生活を送れるかどうかについて、進歩の度合いを長期にわたって測定するための総合的な指標です。具体的には、出生時平均余命、成人の平均就学年数、就学年齢児童の生涯予測就学年数、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出しています。188か国中の順位。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)：リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワーメント、そして経済活動への参加の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数です。具体的には、妊産婦死亡率、15-19歳の女性1,000人当たりの出生数、立法府の議席に占める割合、中・高等教育への進学状況、労働市場への参加率を用いて算出しています。155か国中の順位。

GGI ジェンダーギャップ指数 (Gender Gap Index)：世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出されます。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできます。144か国中の順位。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の参画拡大

主要課題1 意思決定過程への女性の参画拡大

■現状と課題

人々の暮らしやすい社会を実現するためには、政策へ生活実感の伴う声を反映する必要があり、国民の半数を占める女性が意思決定の場への参画することは必然です。しかしながら、我が国では、政治分野において著しい男女格差があり、そのためにジェンダーギャップ指数(GGI)の順位は大変低くなっています。そこで、女性の政治分野への参画推進に向けて、平成30(2018)年に「候補者男女均等法」が施行されたことにより、政治分野への女性の参画に関する啓発をすすめます。地方公共団体では、子育て・教育、介護・医療、まちづくり等、住民生活により密着した行政を担っており、女性の意思決定の場への参画が重要です。市条例第23条では、市は「政策の立案又は方針の決定の過程において、男女共同参画の推進を図るため、積極的格差改善措置として」、市の「附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、当該附属機関等における男女の数がいずれかの性に偏らないように努めること」と定めています。

市では、第2次男女共同参画社会基本計画において、令和3(2021)年度までに市の審議会等の女性委員登用率を40%とする達成目標を掲げ、女性の人材養成や人材バンクの登録を進めるなどの取組みを進めてきました。女性委員の登用率は平成28(2016)年では33.6%にとどまりましたが、令和3(2021)年では39.4%まで上昇しました。しかし、一部の審議会では専門分野による性別の偏りのため、女性の参画が進まないところもあります。

また、市民意識調査では、女性は市の審議会や委員会のメンバーの役職に推薦されたとしても断る理由として「役職につく知識や経験がないから」が1位に上がっています。

政策・方針決定過程への女性の参画を図るためには、市条例に基づいて、ポジティブ・アクション※(積極的改善措置)に取り組み、女性の枠を設けるなどします。また、女性が審議会など政策決定の場に積極的に参加し、能力を発揮できるような環境を整備するために、審議会への託児の取組みについての調査研究のほか、**制度の見直しに向けた働きかけを行っていくとともに**役職者に求められる知識を身につける講座を実施します。

■基本的施策と具体的事業

(1) 政策方針決定への女性の参画促進

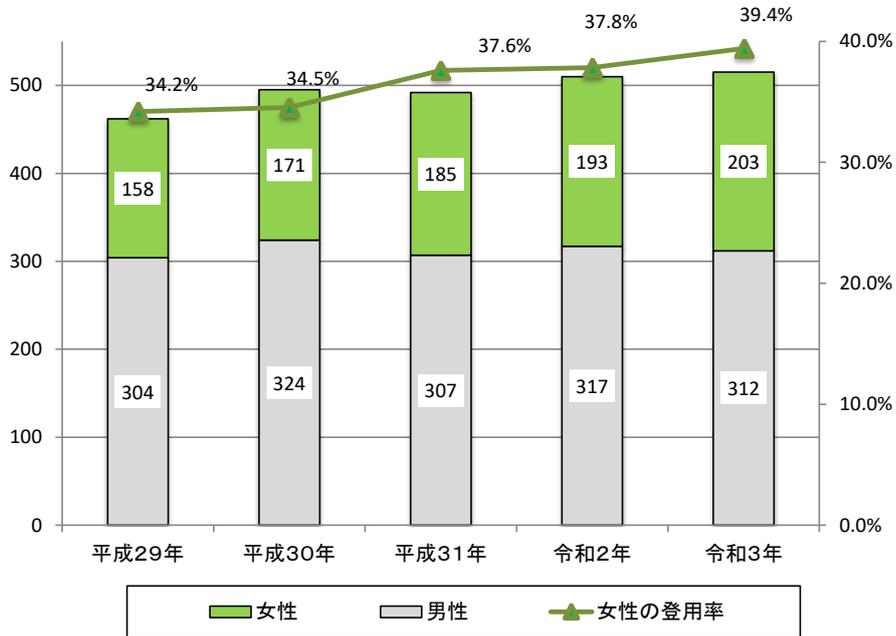
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
23	市の審議会等における女性の参画促進	市の審議会等における女性委員の登用率50%を目標として、女性委員のいない審議会等に対し、あて職委員の見直しや委員選任の際の人事秘書課との協議など、女性委員の登用を促進するための取組みを行う。	関係各課
24 新	政治分野への女性の参画に関する啓発	候補者均等法の周知を図るとともに政治分野への女性の参画に向けて、国・県が行う研修などの情報提供を行う。	男女共同参画推進課
25 新	審議会などにおける託児の取組み	市の審議会等における託児の取組みについて調査・研究を行う。	男女共同参画推進課 関係課

(2) 女性リーダーの育成

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
26	女性人材の養成	事業者、労組などの各団体に対し、県などが行う講座の紹介や人材養成講座の開催により、女性のエンパワーメントを支援する。	男女共同参画推進課

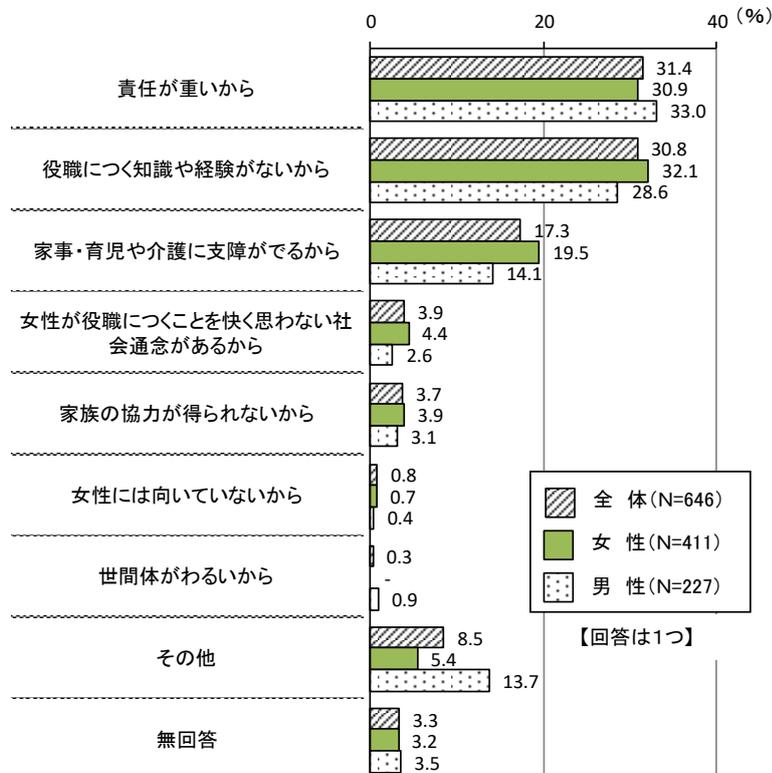
◆参考データ

①審議会等による性別内訳・女性登用率の推移(再掲)



資料：嘉麻市調べ（各年4月1日）

②市の審議会や委員会のメンバーの役職を断る理由 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

主要課題2 雇用の場における男女平等の促進と労働環境の整備

■現状と課題

雇用の場における男女平等の促進に向けては、男女雇用機会均等法やパートタイム労働・派遣労働法などが施行され、また、改正されながら法的整備が進められてきました。平成28(2016)年に女性活躍推進法が施行され、その基本方針では、女性が多くの家庭的責任を担っている状況のもと、労働の場においては男性を中心とした雇用慣行が維持され、その結果、職業生活に男女間の格差が生じている点を指摘し、男性も家庭責任を担えるよう、男性の働き方を見直す意識改革、労働環境の整備などが必要であるとされています。

市条例第14条では、市は「雇用の分野における男女共同参画の推進を図るため、あらゆる雇用の形態において男女平等の労働環境が改善されるよう必要な情報の提供、相談その他の支援を行うものとする」とされています。

市民意識調査では、「女性の職業の持ち方」に関する質問については、「結婚や出産にかかわらずずっと職業を持っている方がよい」という就労を継続する働き方への支持が女性では53.6%、男性では55.2%と半数を超え、特に男性では前回調査より大幅に増加していました。一方で、働く女性にとっての職場の問題点では、「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」が最も高く、仕事と家庭の両立は依然として課題です。

本市においては、雇用労働は中小企業が中心であり、中小企業振興に関しての市の取組みや推進体制などの施策を総合的かつ計画的に推進するために「中小企業振興基本計画」が策定されています。この計画に基づき、雇用の場における男女平等と法や条例を遵守した労働環境の整備を促進します。

ハラスメントに関しては、平成28(2016)年に育児・介護休業法が改正され、育児・介護休業を理由とした不利益な扱いに対する防止措置義務が新設され、令和3(2021)年には、男性従業員に対して育児休業制度の周知や意向確認が義務化されました。

令和3(2021)年には労働施策総合推進法が改正され、パワハラ防止の措置も事業主に義務化されました。セクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント*等の様々なハラスメントに対する防止対策が強く雇用主に求められています。事業者に対しては、安心して働ける職場環境整備の重要性を伝えるとともに、法や制度の活用についての理解を深めるよう働きかけていきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
27	事業者に対する労働に関する法令の遵守及び周知の徹底と意識啓発及び支援	第2次中小企業振興基本計画の策定により、事業者の現状を把握して、男女雇用機会均等法やパート労働法などの関係法令の周知を図るとともに男女の待遇格差の解消や男性中心型労働慣行の見直しについても啓発する。また、非正規労働者に対する労働法など、権利の周知や理解の促進を図る。	産業振興課

(2) 働く場における女性の活躍の促進

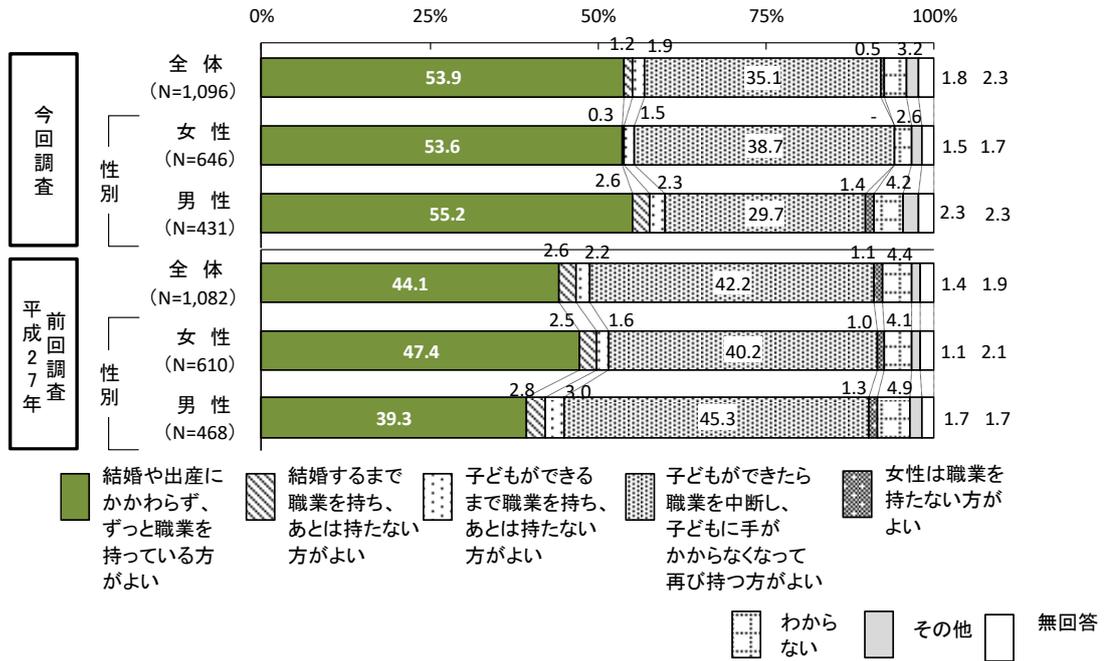
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
28	事業者に対する女性活躍推進法の周知徹底（事業者に対する公正な処遇が図られた働き方の推進）	事業者に対して女性活躍推進法及び公正な処遇が図られた働き方に関する情報の普及促進を図り、支援する。	産業振興課
			男女共同参画推進課

(3) セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメント防止

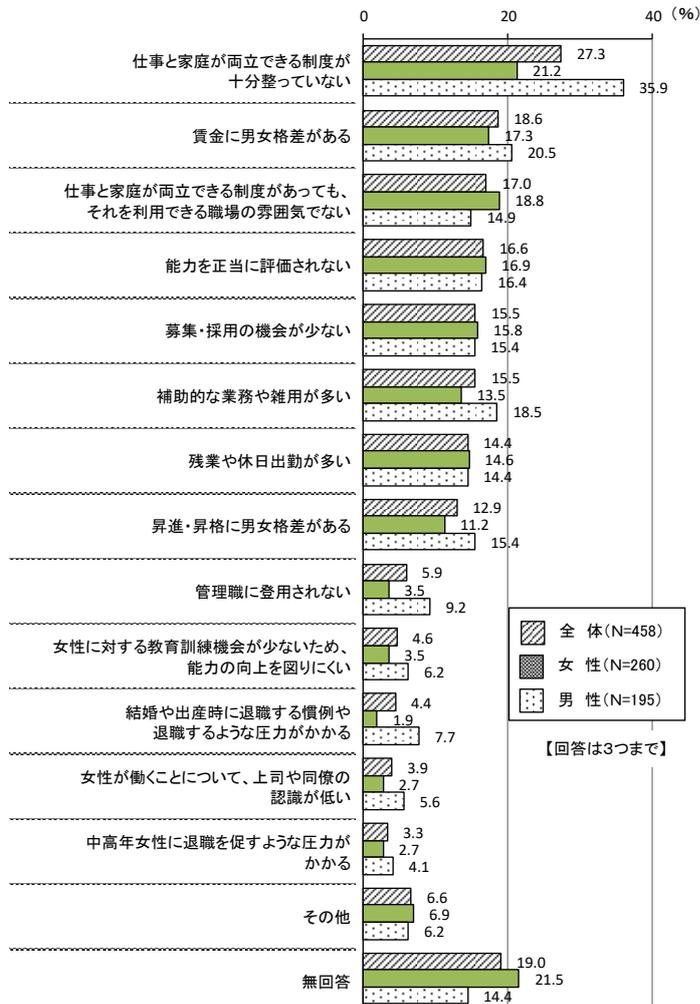
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
29	雇用の場におけるセクシュアルハラスメント等ハラスメント防止に向けた啓発と相談窓口の周知	事業者に対してセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等のハラスメント防止に関する情報提供を行うとともに被害者救済のための各相談窓口の周知を図る。	産業振興課
			男女共同参画推進課

◆参考データ

①女性が職業を持つことについて [全体、性別] (前回調査比較) (再掲)



②現在の職場で働きにくい点 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)

主要課題3 農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進

■現状と課題

農林業・商工業・自営業における男女共同参画の推進について、市条例第15条では「市は、農林業及び自営の商工業等の分野において、すべての人が性別にかかわらず、対等な構成員として方針の立案又は決定の場に参画する機会を確保するため、環境整備、情報提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない」と定めています。農林業や自営の商工業における女性は、職住接近という状況の下で、家事も労働もという負担を強いられる反面、働くことに対する応分の報酬が得られにくいという課題があります。

市民意識調査によると、自営業に従事する人の就労状況は、前回調査よりも、女性は「自分名義の預貯金を持っている」「給与・報酬がある」が増えており、経済的自立は進んでいます。一方、「自分名義の不動産を持っている」「作業や経営計画を最終的に決める権限がある」などは依然として男性の方が女性より高く男性が優位な状況は続いています。

自営業の『家族従業者』も女性の割合が多く、女性は男性よりも周辺的な働き方をしています。

農業においては、女性の労働が正しく評価され、積極的な経営への参画促進と地位向上を図るための意識向上を支援するとともに、家族経営協定*の締結に向けて取組みを進めます。商工業においては、女性が積極的に参画できるよう関係機関と連携しながら、労働者としての権利の保障や経営参画の確立など、女性の就業条件や労働環境を整備していくよう情報を提供していきます。また、商工業団体に対しては、役員に女性の登用が進むよう、啓発を進めていきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 農林業における女性の参画促進

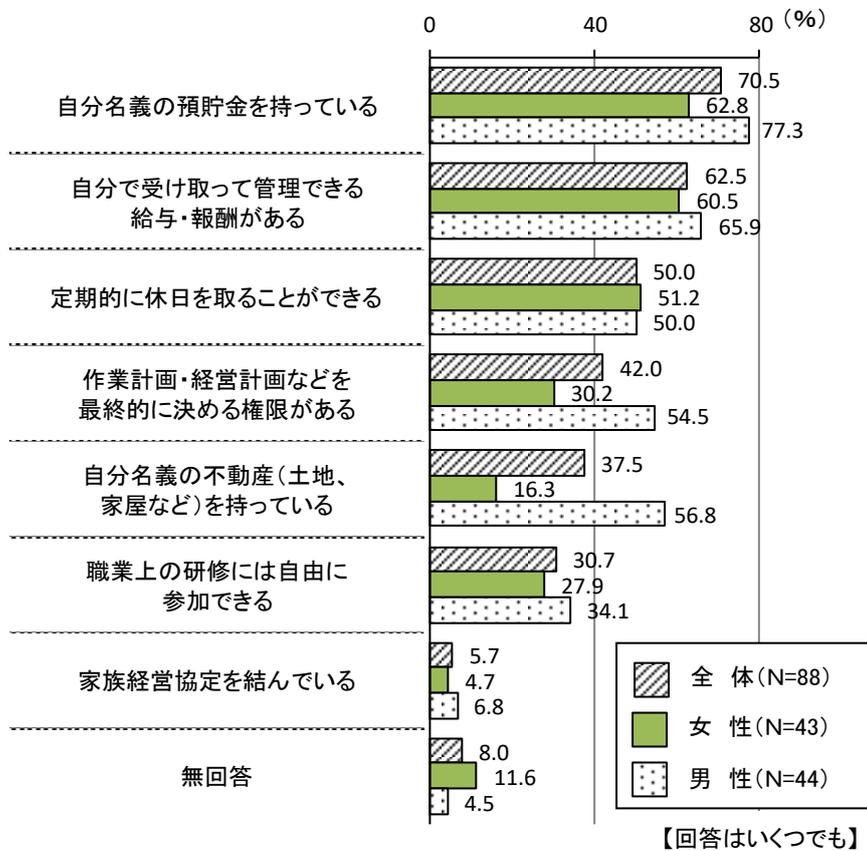
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
30	農林業に従事する女性に対する支援	農林業に従事する女性の経営参画に向けて家族経営協定の締結の取組みを推進する。また、関係機関と連携しながら女性農林業従事者の意識向上や能力発揮を支援するために必要な情報提供を行う。	農林振興課

(2) 商工自営業における女性の地位及び労働条件の向上の促進

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
31	商工自営業に従事する女性に対する支援	商工自営業に従事する女性の経営参画に向けての意識向上や能力発揮を支援するため、関係機関と連携しながら能力向上研修やセミナー等の情報提供を行う。また、商工業団体役員等への女性の登用を促進するよう啓発に努める。	産業振興課

◆参考データ

①自営業者の就労状況 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

主要課題4 地域における女性活躍の推進

■現状と課題

地域社会は生活の重要な基盤であり、子どもの健全な育ちや老後の安心できる暮らし、防災・防犯への助け合いなど多様な生活課題に対し、男女共同参画の視点で取り組む必要があります。現状では、女性が地域活動の多くを支えているため、女性は地域の課題を熟知していますが、決断の場には参画できないために課題解決に結びつかないという問題があります。地域の方針決定の場に女性が男性と対等に参画し、活力のある住みやすい地域社会を形成していかなければなりません。

市民意識調査によると、「PTA会長、子ども会長」「公民館長、行政区の役員」などの地域の役職に推薦された場合、女性は「引き受ける」が2割半ばで前回調査より高くなっています。しかし、「行政区長」では女性は17.3%と低く、行政区を代表し意見をまとめていく立場へのハードルは高いことがわかります。地域の長に女性が就くことが少ない理由として、「男性中心に組織が運営されている（役職や仕事分担、活動時間帯など）から」が約4割と最も高く、次いで「女性が責任のある役を引き受けたがらないから」も高くなっていました。

役職経験のある女性が経験を活かして行政区長への意欲を高めるように、活動に参加しやすくなるような時間帯や仕事の分担を工夫するなど環境整備を進めます。

また、行政区長や農事区長などへの女性登用の意義を伝えていきます。地域の各団体に対して、男女共同参画の実現に向けた意識を醸成するため、団体のすべての構成員に男女共同参画に関する情報が行き渡るような環境の整備に努め、女性の登用の重要性についての啓発を進めていきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 地域活動・社会活動における女性活躍の推進

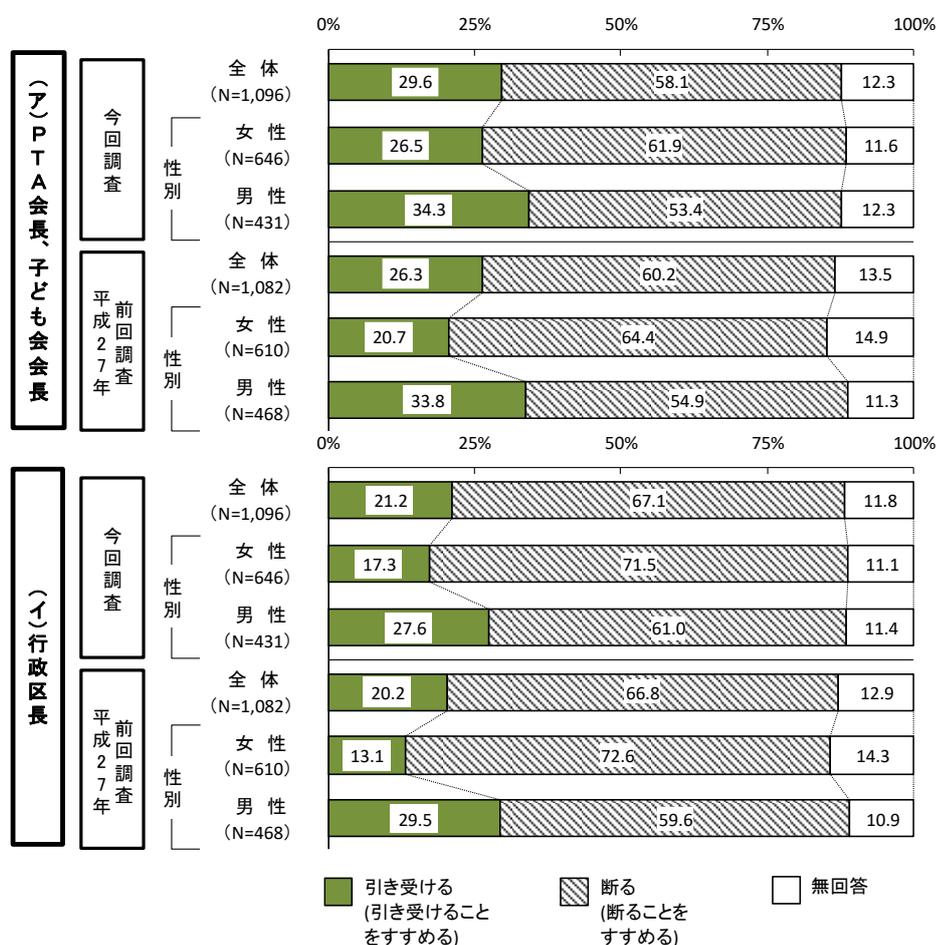
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
32	行政区長への女性登用の促進	男女が共に地域づくりに参加できるよう、団体の自主性を尊重しながら、単位行政区の役員への女性の参画を促進する。	総務課
33	農業委員・農事区長への女性登用の促進	男女が共に農業振興に携われるよう、団体の自主性を尊重しながら、農業委員・農事区長への女性の参画を促進する。	農林振興課

(2) 女性の地域活動に対する自立的参画の推進等

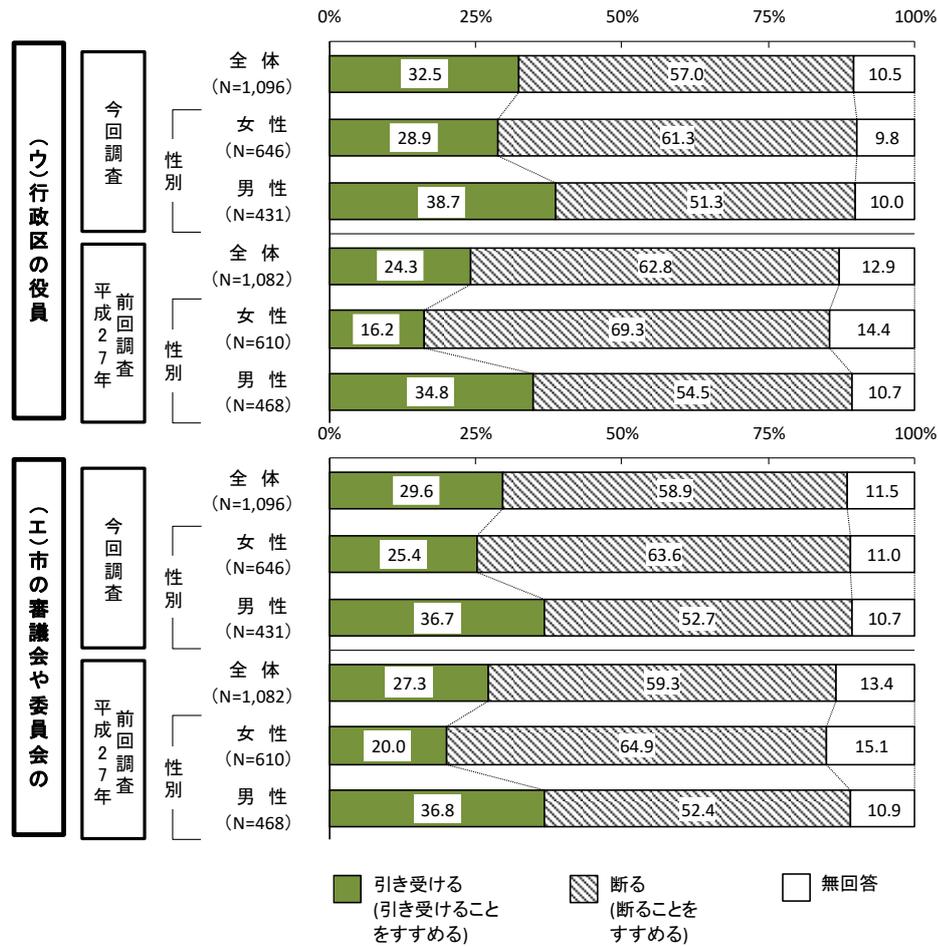
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
34	地域活動において男女が共に参画する意識の啓発推進及び環境づくり	地域活動の方針決定の場に男女が共に参画できるようにするため、地域活動を行う団体に対して男女共同参画に関する情報提供や啓発を行う。	男女共同参画推進課 関係各課

◆参考データ

①地域の役職に推薦された場合の対処 [全体、性別] (前回調査比較)

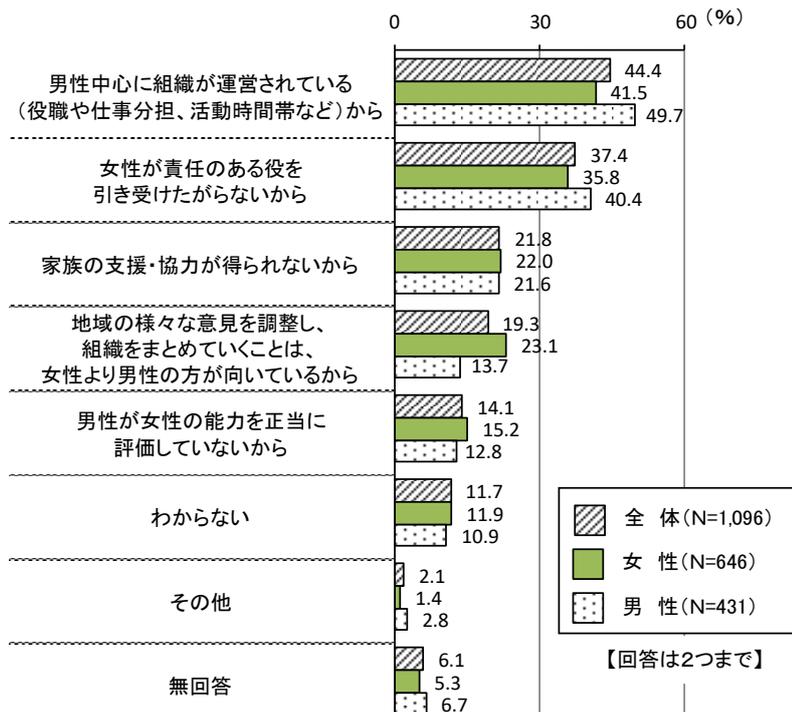


資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

③地域の長に女性が就くことが少ない理由 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

基本目標Ⅲ 男女が共に自立し、安心して生活できる環境づくり

主要課題1 男女が共に仕事と家庭・地域における活動を両立できる 「ワーク・ライフ・バランス」の実現

■現状と課題

市民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの実現について多くの市民が仕事と家庭・地域における活動との両立を理想としていますが、実際の生活では、男性は「仕事を優先」が多くなっています。他方、女性は共働きであっても「炊事・掃除・洗濯などの家事」について『主に妻』が87.2%と高く、共働きの男性でも82.9%が『主に妻』と回答しているように、女性は仕事と家事の二重負担の傾向がみられます。このように固定的性別役割分担がワーク・ライフ・バランスの実現を阻んでいることがわかります。また、母親が一人で家事・育児を担う「ワンオペ育児」が問題視されていますが、育児休業や介護休業を利用したくても利用できないという男性の理由としては「職場に休める雰囲気がないから」が6割と高くなっています。

育児休業を取得しやすい雇用環境の整備は国としての課題であり、令和3(2021)年6月に育児・介護休業法が改正されて、妻が妊娠・出産した男性従業員に対して育児休業制度等に関する個別の周知・意向確認を事業主に義務づけています。また子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能な産後パパ育休が創設され、令和4(2022)年10月から施行されます。

本市においても、市条例第3条基本理念(4)に「家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動において、家族の対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。」が掲げられており、この理念にのっとり、事業者等に対しては「仕事と家庭生活における活動その他の活動が両立できるような就業環境の整備」などに努めなければならないとされています。市条例に基づき、本市ではワーク・ライフ・バランスの実現に向けて様々な施策を実施しています。男性の生活自立を目指して料理教室を実施するなど、市職員のワーク・ライフ・バランスの実現が市内事業所への率先垂範となるように、市長が「嘉麻市イクボス宣言」を行っています。今後とも、男性が仕事と家庭や地域活動とが両立できるように、学習機会の提供や市民への啓発を進めます。また、子育てや介護を男女が共に担うための支援体制を整備し、性別や仕事の有無に関わらず、子育てや介護に安心して参画できるよう施策を充実します。

仕事と育児や介護の両立支援に関する法律や制度については、市民に最新情報を提供するとともに、事業者に対しても周知・啓発していきます。また、このたびの育児・介護休業法改正では中小企業においても従業員への休業制度の周知のための研修が義務化されており、県や商工会が実施するセミナー等の情報を提供します。さらに、市議会においては、議会と家庭生活との両立支援を促進するための環境整備を進めます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 男性の家庭生活における自立支援

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
35	男性に対する学習機会の提供	固定的性別役割分担意識を是正する視点に立ち、男性が日常生活における自立に必要な生活技術を身につけるための等学習機会を提供する。	生涯学習課 関係各課

(2) 男性の地域活動への参画促進

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
36	男性に対する地域活動への参画を促進するための啓発	固定的性別役割分担意識を是正する視点に立ち、多様な地域活動への参画を促進するため、男性の職場優先の意識やライフスタイルの見直しに関する広報や啓発を行う。	男女共同参画 推進課

(3) 子育て支援施策の充実

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
37	男女共同参画の視点に立った仕事と子育て等の両立支援	固定的性別役割分担意識を是正する視点に立ち、母親・父親が共に安心して育児と仕事を両立できるよう支援策を推進する。男性の育児に関わる意識を醸成する啓発とともに女性が育児と仕事の両立を安心してできるよう支援を充実する。	こども育成課
			子育て支援課
38	講座等における託児の実施	固定的性別役割分担意識を是正する視点に立ち、子育てに関わる人の社会参加や学習ニーズに対応できるよう市が行う講座、研修会等に託児を実施する。	関係各課

(4) 介護支援施策の充実

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
39	男女共同参画の視点に立った仕事と介護等の両立支援	固定的性別役割分担意識を是正する視点に立ち、男女が共に介護を担うための啓発に努め、安心して介護と仕事が両立できる施策を進める。制度利用者や家族介護者に対して、男女共同参画の視点を踏まえて個々の状況に細やかに対応する支援を行う。	高齢者介護課

(5) 両立の実現に向けた意識啓発と関連法制度の情報提供

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
40	両立支援に関する法令や制度等の情報の提供	男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、家事や育児と仕事との両立支援に関する法令や制度について情報提供する。 また、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、市広報や講座などを通じて市民への啓発を進める。	男女共同参画推進課

(6) 事業者に対する両立支援のための職場環境の整備

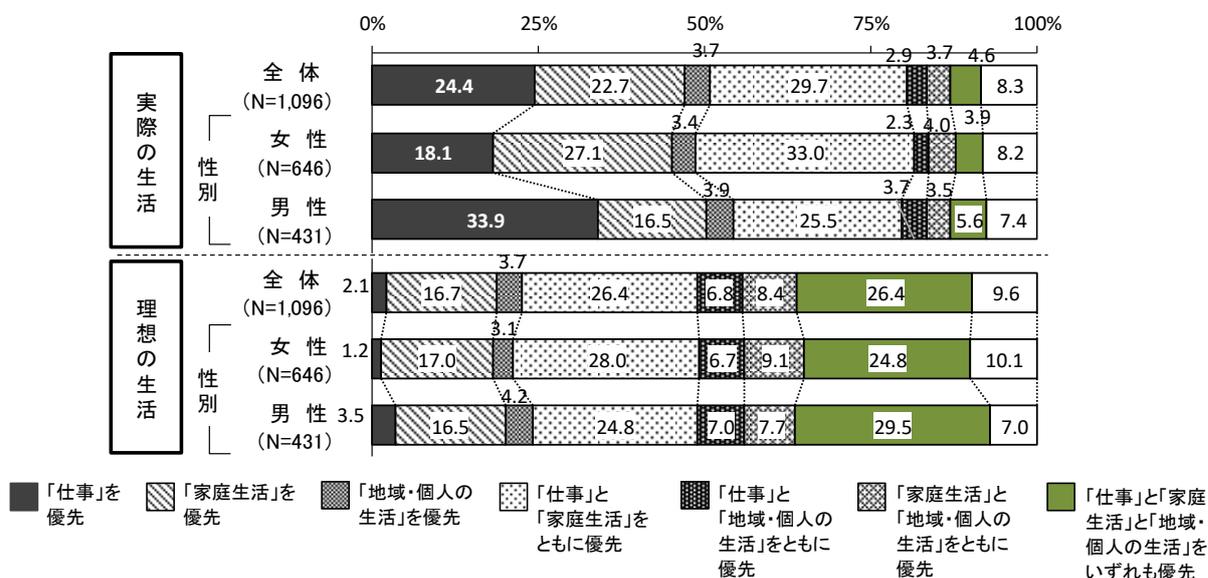
事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
41	両立支援に関する法令の遵守及び周知	事業者に対してアンケート調査の実施により現状や実態を把握して、両立支援のための関係法令や制度の周知啓発や支援を行う。 また、県や商工団体の研修やセミナー等について情報提供し、働き方改革等について啓発を行う。	産業振興課

(7) 市議会における両立支援のための環境の整備

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
42 新	市議会における家庭生活との両立支援のための環境整備	議会における妊娠・出産・育児・介護による欠席事由の拡大及び研修会を開催する。	議会事務局 男女共同参画推進課

◆参考データ

①「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の実際と理想の生活 [全体、性別]

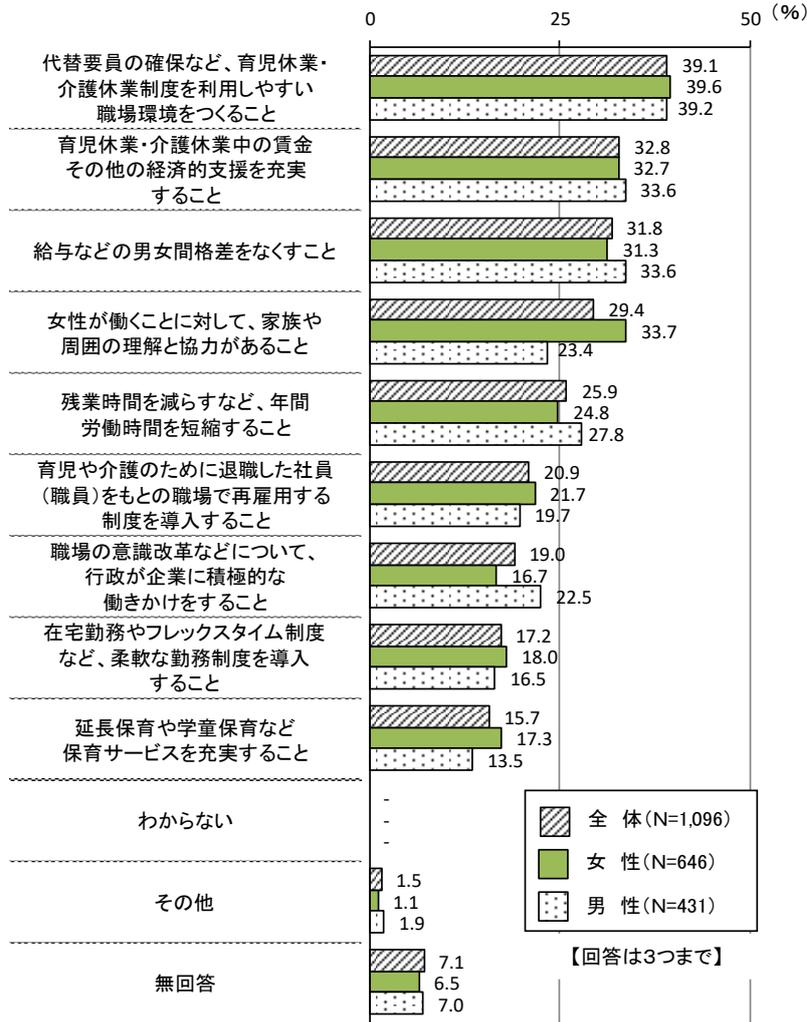


資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

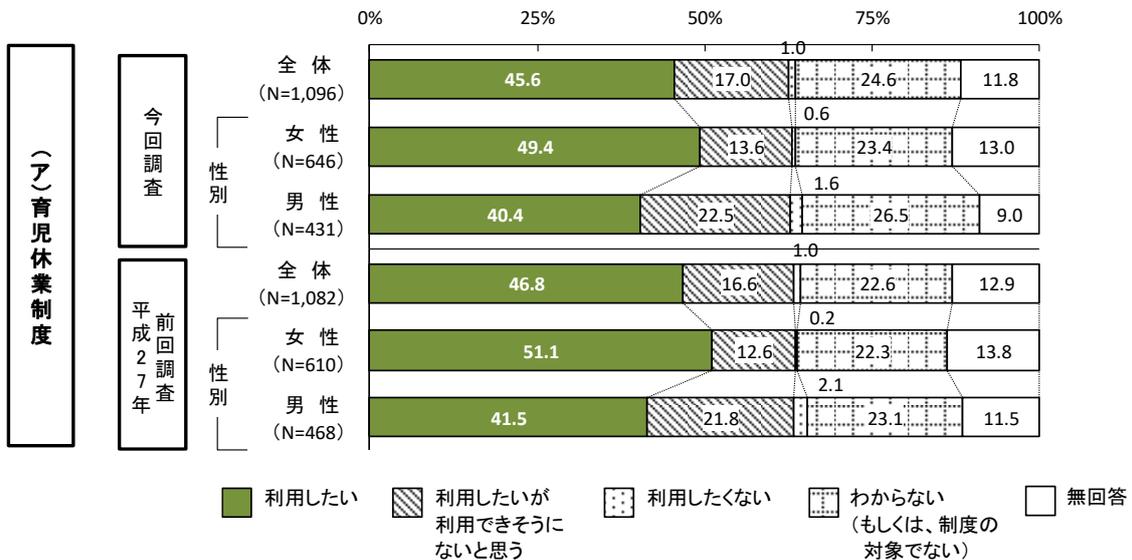
□ 無回答

②ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現するための条件整備

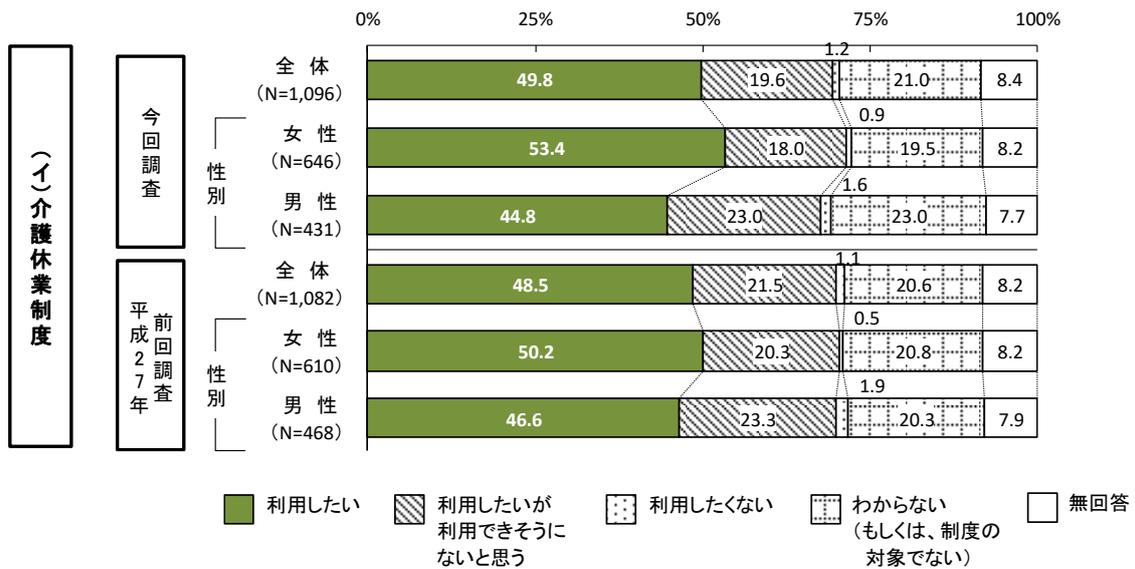
[全体、性別]



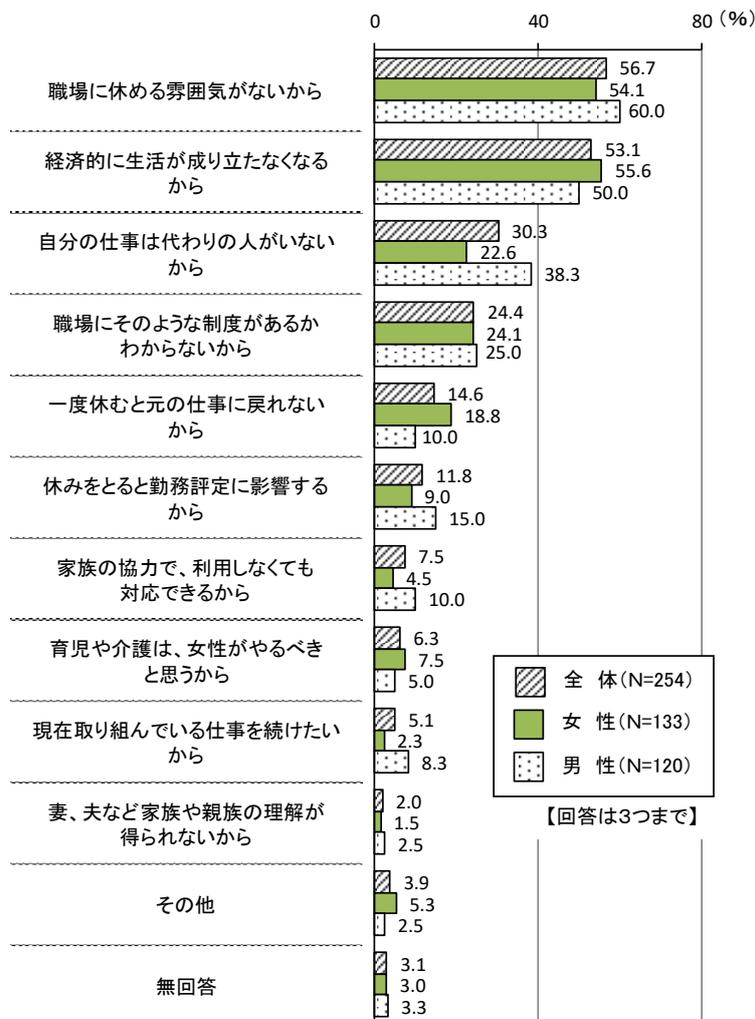
③育児休業・介護休業制度の利用意向 [全体、性別] (前回調査比較)



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2年)



④育児休業・介護休業制度を利用できそうにない、利用しない理由 [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

主要課題 2 生涯を通じた健康推進

■現状と課題

男女が対等に社会に関わるために健康の保障は基盤となります。これまで市においては、思春期から妊娠期、更年期、高齢期にわたり、切れ目のない健康支援体制を構築してきました。市条例第3条の基本理念(6)は「男女が対等な関係のもとに、性に関する理解を深めるとともに、妊娠、出産等に関する自らの意思が尊重され、生涯にわたり身体的、精神的及び社会的に良好な状態の保持が図られること」とされ、女性の主体的な生き方を尊重する「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」の保障が掲げられています。

市においては、結婚や出産を経て就労を継続する女性が増加しており、職業生活と両立しながら安全に子供を産み育てることができるよう健康への支援が求められます。また、令和3(2021)年の育児休業法の改正によって、配偶者の出産時に男性の産休(産後パパ育休)も取得可能となったことから、妊娠・出産期において父親が関わる可能性が大きくなっています。さらに、多方面における女性の活躍促進に伴い、職場等において基幹的な役割を担う年齢の女性が健やかに更年期を過ごせるような環境整備も重要です。一方、男性においても、生活習慣病のリスクを持つ者の割合が高いことや根強い固定的性別役割分担により定年後の孤立のリスクも高いことから、女性とは異なる課題に基づいた健康支援が求められます。これまで市においては、思春期から妊娠期、更年期、高齢期にわたり、切れ目のない健康支援体制を構築してきました。今後も「性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)」については、SDGsの目標5「ジェンダー平等」に基づき国際的な視点で市民への意識啓発を進めます。また、教育の場においては包括的性教育の視点に立ち、思春期の青少年に対して男女ともに性と生殖に関する健康の重要性を理解し、主体的に健康を管理するとともに相手の心身の健康を尊重する意識を醸成するよう啓発します。

母子保健事業においては、父親の立場で女性の健康支援に参画できるよう父子手帳を交付し、出産後の母子の健康保持についてきめ細かな指導や相談に取り組みます。さらに成人期や高齢期に至る健康の増進に取り組みます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 女性の性と健康を尊重する環境づくり

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
43	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブヘルス/ライツ)の啓発	性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブヘルス/ライツ)について意識が浸透するよう市広報等による周知や学習機会を提供する。	子育て支援課 男女共同参画推進課
44	母子保健事業等の充実	母子手帳交付時の父子手帳交付等、男女が共に協力し合いながら妊娠・出産に臨めるよう支援する。また、妊娠・出産期とともに出産後も母子の心身の健康保持について保健指導や相談など支援に取り組む。	子育て支援課

(2) 生涯を通じた健康づくり

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
45	思春期における保健対策の推進	包括的性教育の視点に立ち、思春期の青少年に対して発達段階に応じた性教育を実施し、お互いの人権を尊重して認め合う保健や性に関する知識の啓発を行う。	学校教育課
46	成人期・高齢期における健康支援	男女のライフステージに応じた特有の疾病等に関する知識の普及や各種健康診査を実施する。	健康課
47	健康相談の充実	各ライフステージで起こる健康問題や心の悩み等について相談体制の充実を図る。	健康課



主要課題3 様々な困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

■現状と課題

平成18(2016)年、国連の女性差別撤廃委員会は、マイノリティ*女性への複合的な差別問題があるとして日本に勧告しています。また、SDGsの第3目標では、「すべての人に健康と福祉を」と掲げていますが、困難を抱えた立場の人たちは孤立しがちで、支援の手が届くにくいという課題があります。

令和2(2020)年11月に内閣府男女共同参画局調査室「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会」は、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響がより女性に深刻であるため「女性不況」の状況にあると緊急提言を出しています。コロナ下にあって生理の貧困など若年女性が抱える貧困問題、家族の介護を担うヤングケアラー問題など新しい課題が顕在化してきました。これらの課題に対応すべく、同年12月に策定された国の「第5次男女共同参画基本計画」では、第6分野に「男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備」を定めており、障害があること、外国人やルーツが外国であること、被差別部落に関すること、加えて女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている人々に対し、男女共同参画の視点に立ち、きめ細かな支援を行い、多様な困難を抱える全ての女性等が安心して暮らせるための環境整備を進めるとしています。

本市の令和3(2021)年の高齢化率(総人口に占める65歳以上の割合)は40.0%で、全国平均(29.1%)より高く、令和22(2040)年には46.7%に達すると見込まれており、高齢女性に対する支援はより重要となっています。また、市条例第16条では、ひとり親家庭に対する支援について、「男女共同参画施策を実施するに当たっては、母子家庭の母、父子家庭の父がその個性及び能力を十分に発揮できる機会を活用することができるよう必要な支援に努めるものとする」としています。

市では、これまで高齢者やひとり親家庭など多様な困難を抱えた人たちが安心して暮らせるよう、ジェンダーの視点で環境の整備に取り組んできました。今後とも、様々な困難を抱えた人々が、女性という理由でより不利な状況に置かれることがないように持続的に社会との関わりを持つ機会を提供するとともに、個別の事情に応じた支援を得ることができるよう市や国、県の情報を提供し、より利用しやすい相談窓口となるよう工夫します。

ひとり親家庭に対しては、経済的援助や生活援助に関する国や県の制度についての周知を徹底するとともに、子どもの養育や就労問題などの多様な悩みに対応できるよう、相談員を配置して、内外の相談機関との連携を強化し、相談体制を充実します。また、新たな課題となっている、様々な困難や生きづらさを抱えて支援が届いていない若年女性の問題解決のために様々な関係機関と連携しながら、相談や制度の情報を提供していきます。「ヤングケアラー」問題*[※]に対しては、まずは実態を把握して、支援体制を構築していきます。

基本的施策と具体的事業

(1) 高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等への支援の充実

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
48	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等の地域・社会活動へ参画するための環境整備	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等が社会の構成員のひとりとして活動できるよう関係機関と連携を図りながら、社会参画ができるよう支援する。	人権・同和対策課
			社会福祉課
			高齢者介護課
49	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等に対する相談体制の充実	高齢者、障がい者、外国人、被差別部落の女性等が安心して相談できるよう相談体制を充実し、必要なサービスが適切に提供できるよう各施策・サービス情報を発信する。	人権・同和対策課
			社会福祉課
			高齢者介護課

(2) ひとり親家庭への支援の充実

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
50	ひとり親家庭に対する各種制度の周知	ひとり親家庭への生活援助に関する各種制度について必要な家庭への周知を徹底し、各種の支援につなげる。	こども育成課
51	ひとり親家庭に対する相談体制の充実	ひとり親家庭の多様な問題に対応するため、母子・父子自立支援員を配置して相談体制の充実を図り、関係機関との連携の強化により自立への援助を進めて、貧困の連鎖を断ち切るよう努める。	子育て支援課 関係各課
52	父子家庭に対する支援	父子家庭の相談に応じて、家事の負担が大きいなど、個々の事情に寄り添い適切な支援を行う。	子育て支援課

(3) 様々な困難を抱えた女性等への支援

事業 No.	具体的事業	事業の内容	担当課
53 新	様々な困難を抱える若い女性への支援	様々な困難や生きづらさを抱えて、法や制度の隙間でどこにも支援がつかない若い女性への相談窓口の周知と支援の情報提供。	男女共同参画 推進課 関係各課
54 新	ヤングケアラーの実態把握と支援の充実	家族の介護や世話に追われるヤングケアラーと呼ばれる18歳未満の子どもの実態を把握し、子どもが利用しやすい相談窓口の整備など関係機関の連携のもと支援体制の構築を図る。	子育て支援課 学校教育課 関係各課
55 新	事業所(福祉・介護施設)等の職員への男女共同参画の啓発推進	介護施設や福祉施設の職員に対して、男女共同参画の視点を学ぶ研修の実施など啓発に取り組む。	男女共同参画 推進課 関係各課

主要課題4 防災、災害復興分野における男女共同参画の推進

■現状と課題

災害時には平常時における社会課題が顕著となります。平成28(2016)年熊本地震、平成29(2017)年九州北部豪雨など、近年、県内外で大規模な災害が発生しました。地域など様々な意思決定の場に女性が参画していないと、被災の現場で女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じています。平常時から防災活動への女性の参画を進めていかなければなりません。

市民意識調査によると、災害に備えるために今後必要なことについて尋ねた結果では、女性では「日ごろからのコミュニケーション・地域でのつながりを大切にする」や「備蓄品について女性や介護者、障がい者の視点を入れる」など、現状でケア役割を担うことが多い立場からの要望が高くなっています。男性では、「女性も男性も防災活動や訓練に取り組む」や「避難所の運営に女性も参画できるようにする」などの項目で女性より高く、女性の主体的な参画が求められています。一方で、日頃の地域活動・社会活動の場について「男性優遇」と感じる割合は女性の半数近くにはのぼって男性を大きく上回り、地域における女性の不平等感は強くなっています。

令和3(2021)年に策定された「嘉麻市地域防災計画」においては、「男女共同参画の視点に基づいた多様な視点からの取組みの推進」として「男女共同参画の視点に立ち、高齢者、障がい者、子ども、外国人等、様々な視点からの防災対策を考え実効性の高い取組みを推進する。市民、事業者等、多様な主体が相互に連携し、協力して防災の取組みを推進する」ことを基本方針に掲げています。市では、これまで、男女共同参画に関わる市民団体と連携しながら、地域防災計画を男女共同参画の視点で見直し、地域の防災体制について学習会を開催するなど取組を進めてきました。

今後は、防災担当課への女性の積極的配置を行い、意思決定の場への女性の登用を推進するために、日ごろから地域における男女平等、男女共同参画意識を高め、非常時こそ男女共同参画の視点が必要であることへの理解を進めるための啓発をさらに進めていきます。また、ジェンダーの視点を取り入れた地域の防災体制を整備するとともに、「避難所運営マニュアル」についても必要に応じて見直しを行い、「嘉麻市地域防災計画」を男女共同参画の視点に立って実施するよう促進していきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 地域防災力を高めるための男女共同参画の意識づくり

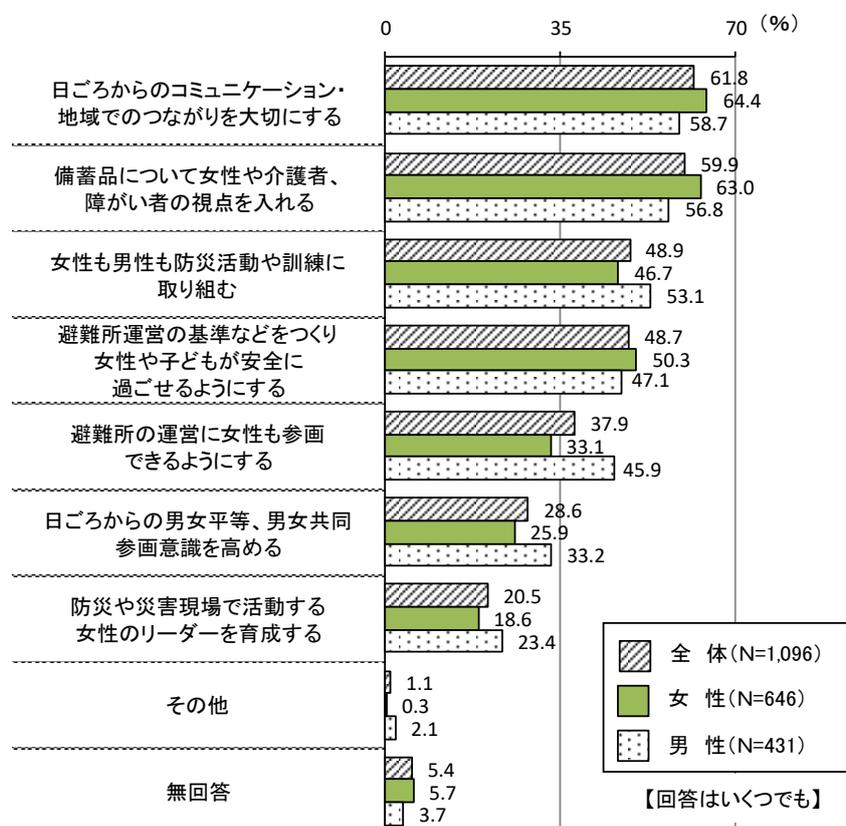
事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
56	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進	地域における自主防災組織等の設立にあたっては、組織における女性役員の参画を促進する。	防災対策課

(2) 男女共同参画に基づいた多様な視点からの地域防災計画の運用促進

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
57	嘉麻市地域防災計画に添った運用の促進	避難所運営マニュアル等、男女共同参画の視点が反映されるよう関係団体との協働しながら改定し、充実する。	防災対策課
58 新	防災担当課への女性職員の積極的配置	男女共同参画の視点に立って市民との連携のもと地域防災計画を実施するため担当課に女性を配置する。	人事秘書課

◆参考データ

①災害に備えるために今後必要なこと [全体、性別]



資料：「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」（令和2年）

基本計画を推進するための取組み

本計画は男女共同参画の理念を基盤としており、多様な施策が広く多岐にわたっているため、計画を着実に実施していくためには、庁内で連携した推進体制が不可欠です。

本計画を推進するためには、まず、市民や市職員の男女共同参画に関する意識や事業の現状のほか、計画の進捗状況等を定期的に把握し、客観的に評価をしながら、施策の推進にあたっていく必要があります。また、市職員が市民に率先して男女共同参画に向けた行政内部での取組みを進め、市民に対する模範を示し率先垂範となることが重要です。また、市長の附属機関である嘉麻市男女共同参画審議会は、市長の諮問に応じ男女共同参画社会基本計画の策定・変更、計画の進捗管理について調査審議し、これらの事項について市長に意見を述べます。同時に男女共同参画推進委員は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策等の苦情の処理や人権侵害における被害者の救済に努めます。

男女共同参画の拠点施設では、各種事業の充実を図るとともに、男女共同参画に関する市民団体との連携がいっそう図れるよう、その機能を強化します。さらには、男女共同参画に関する市民や市民団体と互いに連携を図りながら、協働して課題解決に向けた取組みをすすめ、男女共同参画社会の実現を目指します。

基本計画を推進するための取組みとして、3つの主要課題を掲げました。

主要課題1 組織体制の強化、充実

■現状と課題

男女共同参画の推進に関する施策は、広範多岐にわたっており、特定の部署のみで対応することは困難です。これらの施策の整合性を保つため、嘉麻市男女共同参画推進本部において、庁内各課の連携を図り、総合調整をしたうえで、一元的に施策の進行管理を行います。多種多様な施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、各課に配置した男女共同参画庁内推進員のいっそうの活用を図ります。

職員一人ひとりに男女共同参画の理念を浸透させるため、定期的に職員の意識調査を実施して、その課題を把握し、男女共同参画やハラスメント、またコロナ禍で顕在化してきた新しい行政課題に対応するための研修を実施し、職員の意識改革を図ります。

「次世代育成支援対策推進法」および「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づいて策定された「嘉麻市特定事業主行動計画」を推進します。行動計画では、職員のワーク・ライフ・バランスの実現を目指すとともに、女性職員の登用については、女性職員の管理職登用の拡大を図っていくためにも、職域拡大を推進し、研修などを実施して人材育成に取り組み、個人の能力を十分発揮できる環境を整備していきます。

各課の所管事務において統計資料等を作成する場合は、性別で異なる課題や状況があることから、ジェンダー統計によって、性別の違いによる課題やニーズの把握に努め、より実効性の

高いものにします。市条例では、「すべての人は、公衆に表示する情報において」、「性別による固定的な役割分担及び差別を連想又は助長する表現」などを行わないと定められています。

市の広報や出版物は公共性や信頼性が高く、市民への影響が大きいことから、「表現における男女共同参画に関するガイドライン」作成し、イラストや文章などに配慮し適切な表現となるよう、周知徹底します。

■基本的施策と具体的事業

(1) 推進本部による一元管理の徹底

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
59	庁内推進体制の充実	男女共同参画の推進に向けて、第3次計画の各施策の全庁的な推進のために、市長を本部長として総合調整を行う男女共同参画推進本部体制の充実を図る。	男女共同参画推進課

(2) 男女共同参画庁内推進員の活用

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
60	男女共同参画庁内推進員の活用	男女共同参画の推進に向けて、男女共同参画庁内推進員による計画の各施策の進捗状況の管理など積極的な活用を図る。	男女共同参画推進課

(3) 職員の意識改革

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
61	職員の意識調査の実施	行政内部における男女共同参画に関する課題解決の基礎資料となる調査を実施してハラスメント等の実態を把握し、結果を踏まえて研修等職員の意識改革に取り組む。	人事秘書課
62	職員への男女共同参画に関する理解の促進	嘉麻市特定事業主行動計画に基づき、職員に対して効果的な業務運営や良好な職場づくりなどワーク・ライフ・バランスを積極的に推進する。また、男女共同参画の視点をもって施策を推進するために、男女共同参画に関する職員の理解を深めるよう情報提供を行う。	人事秘書課
63	職員への男女共同参画に関する研修の充実	LGBTQなどの性的少数者や防災などの新しい課題に対応した男女共同参画に関する研修を積極的に行い、理解を深める。	人事秘書課
64	職員及び教職員に対してハラスメント防止の啓発と推進	男女が対等なパートナーとして働ける職場となるよう、職員及び教職員に対しセクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等のハラスメント防止の研修を強化・充実する。	人事秘書課
			学校教育課

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
65	所管事業におけるジェンダー統計の推進	所管事務において統計資料等を作成する場合は、性別の違いによる課題やニーズの把握に努める。	全 課
66	広報紙等の作成における男女共同参画の視点の配慮	市の広報やポスター、チラシ作成において男女共同参画の視点立った表現となるよう「表現における男女共同参画に関するガイドライン」を作成して職員研修等により周知徹底を図る。	全 課

(4) 市における女性職員の登用

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
67 新	「嘉麻市特定事業主行動計画」の周知と推進	嘉麻市特定事業主行動計画について、職員への周知を徹底し、計画に基づく各施策の推進を図る。	人事秘書課
68 新	女性職員の職域拡大	女性職員の管理職登用の拡大を図るとともに女性職員の職域拡大に向けて研修などを実施して人材育成に取り組む。個人の能力を十分発揮できる職場づくりを進める。	人事秘書課



主要課題2 拠点施設の充実

■現状と課題

市条例第20条には、「市は、男女共同参画施策を実施し、並びに市民及び民間の団体による男女共同参画の取組を支援するための拠点施設を設置するものとする」と定められています。

男女共同参画推進課では、市民に対して、男女共同参画に関する啓発活動や苦情処理を実施しており、「女性相談窓口」も設置し、女性が抱えるさまざまな悩みや問題についての相談業務を行っています。また、男女共同参画に関する情報の提供や各種講座の紹介、関連図書の閲覧・貸出しなどを行っており、市民団体の活動のみならず、庁内に対しても、男女共同参画の視点から総合的な支援を進めています。

今後も、男女共同参画の拠点施設において、各種事業の更なる充実を図るとともに、男女共同参画に関する市民団体との連携がいつそう図れるよう、その機能を強化していきます。

■基本的施策と具体的事業

(1) 男女共同参画の拠点施設の充実

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
69	男女共同参画の拠点施設の充実	男女共同参画推進の拠点施設において第3次計画を積極的に推進するため、閲覧可能な男女共同参画関連資料を整備して機能の充実を図り、市民や関係団体の活動支援を行う。	男女共同参画推進課

主要課題3 市民と行政の協働による推進

■現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、行政、市民及び事業者等との連携が重要です。市が策定した「第2次男女共同参画社会基本計画」に基づく各施策の実施状況については、市民からの公募委員や地域の各団体の推薦を受けた委員などで構成される「嘉麻市男女共同参画審議会」により評価や提言を受け、その結果を公表していきます。

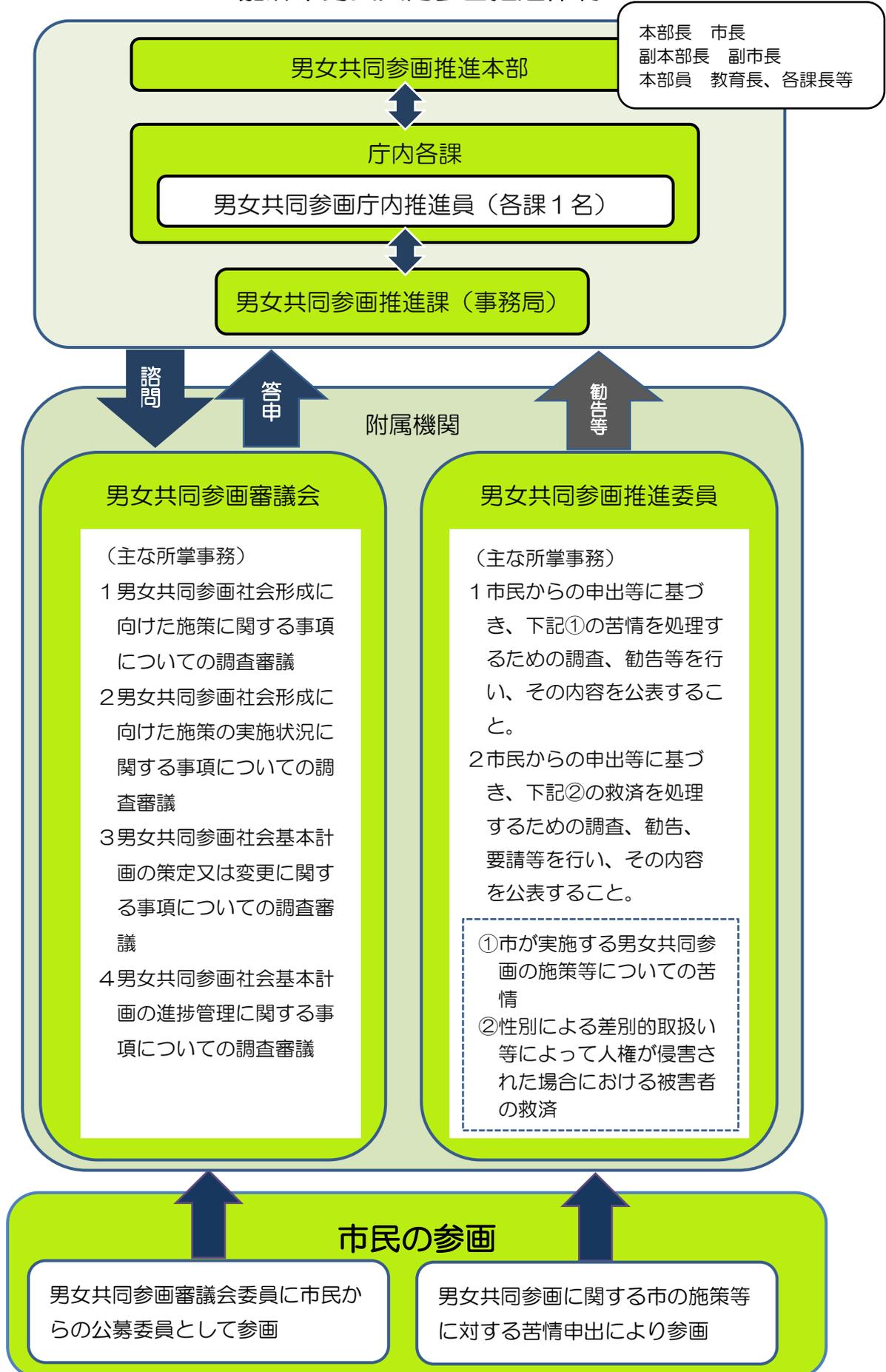
また、市条例第26条では、「(1)市が実施する男女共同参画施策若しくは措置又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置についての苦情 (2)性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合(以下「人権侵害」という。)における被害者の救済」を目的として嘉麻市男女共同参画推進委員を定めており、今後ともこの推進委員制度を活用していきます。

市条例第4条では、市は、男女共同参画を推進するに当たっては「市民及び事業者等と協力しなければならない」と定められ、第13条では「市民又は事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた男女平等を推進するための活動に対し、必要な支援を行うものとする」と定めています。市条例に基づき、男女共同参画に関する活動を行う市民や市民団体を支援するとともに、互いに連携を図りながら、協働して課題解決に取り組み、男女共同参画社会の実現を目指します。

(1) 市民と行政との協働

事業No.	具体的事業	事業の内容	担当課
70	男女共同参画審議会及び男女共同参画推進委員制度の運用促進	男女共同参画に関する市の施策について調査審議を行う男女共同参画審議会の公募委員に市民が参画することにより、市民としての意見を施策に反映させる。また、男女共同参画に関する市の施策に対する苦情を処理する男女共同参画推進委員の制度運用により、市民からの意見を施策に反映させる。	男女共同参画推進課
71	男女共同参画に関する推進状況の公表	男女共同参画に関する計画の各施策について各担当課の進捗状況を把握し、男女共同参画審議会において評価・検証してその結果を広く市民に公表する。	男女共同参画推進課
72	男女共同参画に関する市民団体への支援と連携	男女共同参画社会の推進を目的とする市民や市民団体の活動を支援するとともに連携を図る。	男女共同参画推進課

嘉麻市男女共同参画推進体制



成果指標

1. 重要な施策について、目標となる数値を「成果指標」として新たに設定します。
2. 市が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値に近づいたか、進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。
3. 令和4(2022)年度から令和8(2027)年度（目標年度）までの5年間です。

1. 市の審議会等における女性の参画推進
女性委員登用率 現行の39.4%から50%を目指します
〈担当課：関係課〉

※第5次福岡県男女共同参画計画では、県内市町村における「市町村審議会等委員に占める女性の割合」の目標値を40%（目標年度令和7(2026)年度）としています。

2. 行政区長への女性登用の促進
現行の10%から13%を目指します
〈担当課：総務課〉

※第5次福岡県男女共同参画計画では、県内市町村における「自治会長における女性の割合」の目標値を13%（目標年度令和7(2026)年度）としています。

3. 農業委員への女性登用の促進
現行の2人から4人を目指します（定員15人）
〈担当課：農業員会事務局〉

4. 自主防災組織の女性役員参画の促進
自主防災組織の女性役員の割合を
現行の26.3%から40%を超えることを目指します
〈担当課：防災対策課〉

5. 女性人材バンク登録者数
女性人材バンクの名簿登録者数を現行の16人から30人を超えることを目指します
〈担当課：男女共同参画推進課〉



◎参考資料
